

令和4年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和4年9月8日（木）午前9時開会

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（1名）

10番 中村義徳

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局会長	麻生喜久夫	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記会長	白井住三子	代表監査委員	岡田周美

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 伊 藤 晃  
書 記 岡 本 里 奈

---

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 4 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 4 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 4 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
(議案第 1 号から議案第 7 号まで一括議題、提案説明まで)
- 日程第 11 認定第 1 号 令和 3 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 令和 3 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
  - 2 令和 3 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - 3 令和 3 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
  - 4 令和 3 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
  - 5 令和 3 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)
- 日程第 12 報告第 1 号 令和 3 年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第 13 報告第 2 号 令和 3 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

2

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

皆さんにご報告いたします。

中村義徳議員ですが、体調不良のため本日の会議を欠席される旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和4年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和4年4月分から令和4年6月分までの報告がありました。

次に、令和3年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より新規採用職員の研修として、今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承しましたのでご報告いたします。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月22日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、5番、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

去る8月22日に議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、本日招集されました令和4年第3回睦沢町議会定例会に関わる運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。議案等に

つきましては、条例の制定、補正予算など合わせて議案7件、令和3年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定など、認定1件、報告2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日から28日までの21日間を予定いたしました。

まず本日の予定であります。最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして会期の決定を行います。

続いて、日程第3といたしまして一般質問を行います。一般質問に関しては、質問者、答弁者ともに制限時間内に収まるよう、要点を整理し簡潔にお願いいたします。

その後、日程第4、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号の令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算までの7議案を一括議題とし、提案説明までを予定いたしました。

また、日程第11といたしまして認定第1号 令和3年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明、並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、日程第12及び日程第13といたしまして、健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

本日の予定は以上のおりであります。

明日9日は、最初に、日程第1といたしまして令和3年度睦沢町一般会計外4特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に、審査を各常任委員会に付託し、休会中に審査をしたいと思っております。

なお、休憩中に総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会正副委員長会議を開催し、審査方針の案を決定し、日程第2といたしまして審査方針の決定を行いたいと思っております。

続いて、日程第3、議案第1号から日程第9、議案第7号までを1件ごとに順次質疑、討論、採決までをお願いいたします。

以上が9日の予定であります。

10日から27日までは休会といたします。

次に、最終日28日の予定について申し上げます。

日程第1として、各常任委員会に付託されておりました令和3年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、審査結果の報告を常任委員会委員長よりそれぞれ受け、その後、質疑、討

論、採決を行います。

また、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営が行われますよう、格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで、町長から挨拶及び行政報告並びに令和4年度予算審査特別委員会の指摘要望事項の取組状況について報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

夏の猛暑も峠を越し、朝夕は涼しく感じられる秋冷の季節となりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

全国では、新型コロナウイルス感染症の勢いが収まらず、本町においても、連日新規感染者が報告され、町内の介護施設にあってはクラスター報道がなされるなど、いまだに収束が見えない厳しい状況が続いております。

こうした中、町では、過日4回目の接種対象者への集団接種を終えたところでございますが、国のワクチン分科会において、新たに初回接種を終了した者を対象にオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を実施する方向性が示されております。本町においても国の方針に注視し、関係機関と連携して速やかに追加接種出来るよう接種体制を確保して参ります。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、条例等の改正、一般会計外4特別会計の補正予算、及び令和3年度の一般会計外4特別会計の決算認定についてでございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管でございますが、今年度3年ぶりに実施されました消防操法大会にお

きましては、既に広報で周知させていただいておりますが、第3分団第3部（上市場）が町及び長生支部大会を勝ち抜き、7月30日に千葉県消防学校で開催された第58回千葉県消防操法大会に長生支部ポンプ車操法の部の代表として出場したところでございます。この大会出場に伴い、消防第5支団へ予備費から報償費へ19万8,000円を充当し、放水用ホースを提供したのでご報告をいたします。

次に、企画財政課所管でございます。

1点目は、国の総合緊急対策、地方創生臨時交付金についてですが、交付金に関して、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が交付されます。

今回は、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援などの取組を後押しするものに活用するとされており、本町に配分される原油価格・物価高騰対応分に係る交付額は3,434万8,000円であります。また、国の令和3年度からの繰越予算となる地方創生臨時交付金1,144万9,000円の追加配分もされ、合わせて4,579万7,000円の交付となります。

そして、令和4年度当初予算に計上した地方創生臨時交付金を充てた各種事業の精算もある程度見えてきましたので、精算見込みによる不用額なども加え、総額5,522万6,000円をもって町民への支援をさせていただきます。

今回の支援については、地域経済の活性化という観点を持ちながら、特定の方への支援ではなく、生活者、要は町民全員ですね、町民全員への支援をさせていただきたくご理解をお願いするものでございます。生活者（町民全員）への支援ということで、町内で使える商品券（むつざわ地域応援券）を町民全員にお配りさせていただきたいと思っております。商品券の金額については、町民1人当たり7,000円、500円券が14枚とし、世帯主に世帯の人数分をまとめて発送したいと考えているところでございます。発送時期につきましては、10月中旬から下旬とし、発送後から年末年始を挟み2月15日までご利用出来るようにいたします。

なお、交付金は次年度への繰越しが出来ないという国からの通達がありますので、年度内に完結するため、換金業務の期間を約1か月見込み、令和5年2月15日までのご利用とさせていただきます。

また、町民へは、むつざわ広報やホームページによる周知や行政無線を使つての周知を行い、商品券（応援券）利用の促進を行います。なお、むつざわ地域応援券については、本定例会において補正予算に計上しておりますことを申し添えます。

2点目は、現在役場脇に建設中の睦沢町総合運動公園、多目的広場の今後の施設名称についてであります。既存の睦沢町総合運動公園（上之郷地先）の施設名称は睦沢町多目的広

場となっております。同じ多目的広場が複数あることは、利用者に対し紛らわしいことから、建設中の施設名称を、睦沢町みどりの公園とさせていただきたいと思っております。

みどりの公園とした理由は、令和3年3月開催の議会議員全員協議会において、グラウンドを人工芝から天然芝へ変更させていただいたとき、私のほうから人工芝は……失礼しました、先程睦沢町みどりの公園と言ってしまうましたが、睦沢町みどりの広場であります。訂正させていただきます。

みどりの広場とした理由は、令和3年3月開催の議会議員全員協議会において、グラウンドを人工芝から天然芝へ変更させていただいたとき、私のほうから人工芝は自然に及ぼす影響が大きいため、自然に優しい、利用者にも優しい公園でありたいこと、またカーボンニュートラルの考えに基づく二酸化炭素の吸収・除去にも貢献したいことから、議員の皆様のご理解をいただき、天然芝のグラウンドに変更させていただいた経緯がございます。

この経緯を忘れないためにも、町の自然環境、そして利用する人にも優しいという、また脱炭素の吸収源といった、この公園の持つモチーフ（創作の動機となった思想や題材）を大切にしたいという気持ちから、かつ睦沢町のイメージとして緑という色は町のイメージにぴったりだと考え、新しく出来る多目的広場の正式な施設名を、睦沢町みどりの広場にさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご理解をお願いするものでございます。

なお、本睦沢町みどりの広場の竣工については、令和6年3月末、全面的な供用開始は令和6年4月を予定しているところでございます。

次に、産業建設課所管の行政報告をいたします。

1点目は、千葉県農業共済組合わかしお支所及び東部家畜診療所夷隅出張所事務所の移転についての進捗状況をご報告いたします。

本事務所は、昨年より本町の上之郷地先に建設する計画で進められておりましたが、コロナ禍における経済状況の悪化、社会情勢の深刻化などを背景に、資材不足や工事費の高騰などにより、工事着手が先延ばしになっておりました。しかし、今年度になり物価の水準は高止まりで推移しているものの、上昇幅が穏やかになってきたため、7月に施工業者を決定し、令和5年6月竣工の予定で再開いたしました。

本事務所が本町に移転されることで、地域の活性化、雇用の創出、農業振興等に寄与されるものと、私としても期待をしているところでございます。

そして、2点目は、今年度の第42回睦沢町農林商工まつりの開催についてですが、9月6日に実行委員会が開催され、感染防止対策を講じ、11月3日に3年ぶりに開催することにな

りましたのでご報告をいたします。

最後に、CHIBAむつざわエナジーの決算報告を申し上げます。

睦沢町における地方創生の実現のための重要な施策として、地域振興を第一に考える新電力会社（CHIBAむつざわエナジー）を設立し、6年が経過いたしました。

令和3年度第6期は、令和2年度から続いている世界的なLNG（液化天然ガス）不足やウクライナ情勢等の影響により卸電力市場がさらに高い水準となったことで、第6期決算にも大きな影響を受けたところでございます。

このような社会情勢の中、新電力会社の多くが廃業、休止を余儀なくされ、大手電力会社においても新規契約を停止するといった、かつてない状況となっております。

そのような中でも、CHIBAむつざわエナジーでは、電力市場の高騰に対応した保険加入やコスト削減策を取ったことで、若干ではございますが黒字決算とすることが出来ました。

しかしながら、コスト削減や保険加入といった対策にも限りがありますので、当社としましては今まで価格の据置きに努力して参りましたが、電力市場の改善の見通しがつかないことから、本年4月から公共施設、また5月から高压電力についても値上げをさせていただきました。

今後は、卸電力市場に依存した調達構造を見直すとともに、新たな相対電源の確保、また代理店として認定を受けている商工会会員や郵便局と協力し、健全運営に向け鋭意努力をしていく所存でございます。

それでは、CHIBAむつざわエナジーの決算報告をさせていただきます。

本年6月20日に開催された、令和3年度第6期定期株主総会で令和3年度第6期の決算が承認されておりますので報告をいたします。

お手元の令和3年度決算関係参考資料の22ページ、決算報告書より抜粋し説明をいたします。

まず、23ページの貸借対照表からご説明いたします。

貸借対照表の資産の部ですが、合計4,483万8,817円であり、そのほとんどが流動資産4,482万8,807円、うち現金預金が1,455万6,931円となっております。

負債の部は、合計2,538万9,584円、純資産の部は、合計1,944万9,233円、うち資本金は900万円、利益剰余金が1,044万9,233円となり、自己資本比率は約43%となっております。

続いて、24ページの損益計算書ですが、純売上高は8,197万7,325円、売上原価として、調達費、託送供給料、納付金等を合わせまして7,832万297円、売上総利益として365万7,028円、

販売費及び一般管理費479万2,308円を売上総利益から差し引きまして営業損失113万5,280円、これに営業外収益143万3,363円を加え、経常利益29万8,083円、当期純利益9万7,039円となりました。

25ページからの販売費及び一般管理費、株主資本変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳書については記載のとおりとなっております。

第5期は日本卸電力取引所において、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけ、取引価格の暴騰が発生し、当社の収益も大きな影響を受けましたが、第6期も2021年10月以降の脱石炭や新型コロナからの急回復による世界的なLNG需要の高まりに加え、2022年2月以降はウクライナ情勢等の影響も加わり、日本卸電力取引所は継続的に非常に高い水準にとどまっています。

第6期決算の売上高は8,197万7,000円となり、税引前当期純利益は29万8,000円となりました。

売上高だけを見ると上向きになっていますが、調達単価が上がり、支出も増加していることから、依然収支は厳しい状況となっております。

このようなことから、今期第7期の電力小売事業につきましては、市場環境の不確実性が高いことから、具体的な数値目標は設定せず、現状維持を考えておるところでございます。

以上、私の行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和4年度決算審査特別委員会からいただきました指摘要望事項についての取組状況を申し上げます。

指摘要望事項、一つ目の「新型コロナウイルスの収束が見えない中、長期的な観点から、町民の暮らしを踏まえた施策を切れ目なく実施していくことが重要であるが、医療提供体制の確保を始め、福祉・子育て・教育などの現場においては感染症対策を徹底されたい」については、新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界中で猛威を振るっており、国内においても終息の見通しは立っておりません。昨年来、日常生活や社会活動が制約される中、町民、事業者の皆様には感染拡大防止に向けたご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスとの共存を前提とした社会、ウィズコロナの時代に対応していくためには、感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要であるとされています。

感染防止対策については、感染症終息に向けての有効な手段であるワクチン接種を着実に進めていくことが重要です。本町では、4月に3回目の集団接種を実施し、7月、8月には

高齢者を対象にした4回目の集団接種も行いました。

今後も県や医師会を始めとする医療関係者と緊密な連携を図るとともに、的確な情報提供に努めながら、迅速にかつ円滑な対応が出来るよう万全の体制で取り組んで参ります。引き続き安定した医療提供体制が維持出来るよう、国や県に対し医療従事者の確保や医療機関への支援制度の充実を働きかけて参ります。

なお、各種健（検）診においては、検温、消毒を徹底し、時間指定等により密を避けた感染防止対策に取り組みながら、A I等の活用による受診率向上に努めております。

次に、二つ目の「農業者や中小企業等、さらには文化芸術活動に対し、本町が将来にわたり持続的な成長・発展を続けていくため、きめ細やかな支援の実施及び積極的な民間等との連携を進められたい」については、行政だけでは解決しにくい諸課題に対し、例えば、地域振興、文化振興、地域防災、子ども・子育て、高齢者・障害者支援、環境対策、健康などの観点から連携事業に取り組み、パートナー企業と共に暮らしやすい地域づくりを目指します。

また、農業経営では、家族経営や小規模農家も視野に入れた中で、農業者の所得安定を図り、生産意欲を減退させずに安定して農業に打ち込める農業施策の検討を行います。

中小企業者には、国や県の補助事業の情報を提供するとともに、お互いが連携し相乗効果を高められるようなマッチング等の支援を行って参ります。

三つ目の「各種事務事業の執行に当たっては、感染症対応などで社会状況が変化している中、常に社会の変革を捉えながら、効率的・効果的に質の高い町民サービスを提供されたい。そのため、年度内であっても事業の取捨選択を实践されたい」については、補助金等の交付は対象者に対しても公平で価値のあるものでなければならないことから、支出について、その目的に沿って適正に利用されているものであるのか、補助金等を交付することによって町民に十分な成果を還元出来るのかを検証し、十分な成果を得られていない場合は、制度の廃止や補助金の減額を行うことも検討して参ります。

なお、効率的・効果的に質の高い町民サービスの提供としては、住民票等のコンビニ交付、税のコンビニ収納によるサービスの実施と併せ、4月20日からはP a y P a yやL I N E P a y、P a y Bでの収納を導入し、納税義務者の利便性の向上に努めているところでございます。

最後に四つ目の「職員の健康管理やW L B（ワークライフバランス）の実現に向けた活動を推進されたい」については、ワークライフバランスの視点の一つとして、人の持っている時間や能力には限りがあるという現実の中で、今やらなくてはいけないこと、先送りが可能

なもの等を適切に判断し、指示を与えることで、心身の健康保持や長時間労働の削減に努めております。

また、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりや、連休と組み合わせた有給休暇の取得を推奨しておるところでございます。

なお、メンタルヘルス不調の未然防止のために、ストレスチェック制度を継続して実施しているところでございます。

以上、ただいま申し上げた事項の取組により、安定した町政運営に当たる所存であります。

なお、今後予定している公共施設の建設もございますので、指摘要望事項を踏まえた中で準備を進めて参る所存でありますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和4年度決算審査特別委員会からの指摘要望事項に対する取組状況を申し上げます。

本議会定例会、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

失礼しました。最後のところで、令和4年度予算審査特別委員会からの指摘要望事項に取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名いたします。5番、丸山克雄議員、6番、久我眞澄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日から28日までの21日間にしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から28日までの21日間に決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長(田邊明佳君) 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

なお、念のため申し上げますが、発言については1回目を一括質問・一括答弁とし、再質問、2回目以降は大項目ごとに一問一答で行います。また質問回数については、一括質問・一括答弁の後の一問一答については、質問内容ごとに2回までとします。また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については議員、執行部ともに自席にて行ってください。発言時間は従来どおり60分です。

それでは通告順に従い、順番に発言を許します。

---

#### ◇ 酒 井 康 雄 君

○議長(田邊明佳君) 最初に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番(酒井康雄君) 4番、酒井康雄です。

今年も悲しい水難事故が各地で起こりました。大多喜町粟又の滝つぼで遊んでいた子どもが溺れ、救おうとした祖父が命を失いました。太東海岸では、子どもが波に流され、救おうとした父親が命を失いました。この父親は私の教え子でした。授業で溺れたときの対処を指導していなかったことが悔やまれます。責任を感じました。

指宿のホテルのプールで水深2メートル位の深みに入った妹を助けようとした姉が命を落としました。このときプール監視員はいませんでした。自分の泳力や救助の鉄則を忘れ、子どもを救おうとする一念で、経験のない行為が大切な命を失う結果となりました。

救助には技術と経験が必要です。一般には溺れている人に浮くものを投げる。綱や棒で間接的に力を貸す。人を呼ぶ。119番連絡等があり、立ち泳ぎの時間を稼ぐ方法を取ることが

必要です。小・中学校での水泳指導の在り方を考えさせられる水難事故でした。

さて、2年間コロナ対応が難しいということで、小学校では水泳指導を行えませんでした。今年は、2年ぶりの水泳の授業が行われました。水泳指導は年間体育科の授業時数の10%程度計画するとあります。学習環境により多少の違いはあると思いますが、水に慣れ親しみ、泳力、体力の向上を図ります。

また、安全確保につながる運動として、背泳ぎや浮き沈みをしながらタイミングよく呼吸したり、手や足を動かしたりして続けて長く浮く。そして、着衣をしたままの運動を指導に取り入れるとあります。

そこで質問です。令和2年度までの睦沢小学校はプール使用の予算化を図っていましたが、プール施設使用にこれまで以上に多額の費用がかかるということから、使用を取りやめたのでしょうか。

田中町長は、就任前の議員時代に、移行期であっても在学中の児童・生徒が学習活動が出来るよう修繕費を抑えるのではなく必要な財源は予算化すべきと言っていましたが、現在は方針が変わったのでしょうか。

睦沢町の小・中学校のプール施設の現状を、先日先生方と見て参りました。小学校のプールは、通常のメンテナンスを行うことで十分使用出来ると思います。今年は、ろ過装置のメンテナンス委託料や水道料金の需用費が予算化されず、7月1日から15日まで小・中学校とも睦沢町総合体育館プールを全面使用しての水泳指導を行いました。

そこで質問です。パークむつざわと教育委員会で話し合い、小・中学校の水泳指導に開放期間の2週間午前中全面使用で水泳授業を行いました。社会スポーツ施設と考えると全面学校体育に使用する要望は正しい判断であったのでしょうか。

次に、指導時間は、小学校は今回3時間から8時間、中学校は1年生は10時間、2年生、3年生は実施しませんでした。

そこで質問です。各学年の指導時数は標準時数に達していますか。小学校45分、中学校50分単位の標準時間数は保健体育科の年間時数105時間の10%です。標準時数に達していないことを事前に把握していながら指導計画を作成していますが、現状を考えると仕方ないと考えられるのでしょうか。

4年生の授業を見学しましたが、全員一生懸命練習していました。先生方も4人体制で行っていました。指導は、男女別指導、一斉指導で行い、泳力別指導はなく、泳力評価の場もありませんでした。明らかに泳力不足に感じました。睦沢小・中学校の泳力低下は心配であ

ります。学習環境、指導法を振り返り、伝統を受け継いでもらいたいものです。また、着衣泳法を行う環境も出来ず、ライフセービングの実践は行えない状況でした。

そこで質問です。授業時数を確保出来ないことによる発達段階における水泳技能、ライフセービングの訓練が十分出来ないのではないのでしょうか。水泳技能の習得とともに、ライフセービングの訓練が重要ではないのでしょうか。各地で水難事故が毎年起こっている現状と併せ、どのように考えますか。

さらに、今後10年余りの小・中学校の水泳指導における施設利用、また、改修、水道使用量、委託料の予算化と指導期間及び指導時数確保の方針は、どのように考えていますか。

次に、水に慣れ親しみ、泳力、体力の向上を図る方法として、夏季休業中の水泳指導を取り入れる考えはないのでしょうか。

また、ふれあいスポーツクラブ主催の水泳教室に積極的に参加する指導は出来ませんか。睦沢小学校の水泳教室の参加者は何%位でしたか。

最後に、過去の話ですが、瑞沢小学校の4年生は、10年間25メートル完泳率100%を続けました。児童と先生が一丸となって取組、伝統を築き上げました。睦沢小・中学校の泳力低下は心配です。学習環境、指導法、伝統を受け継いで欲しいものです。

以上で睦沢小・中学校のプールと、睦沢町総合体育館プールを使用している水泳指導についての最初の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1、睦沢小・中学校のプールと睦沢町総合体育館プールを使用している水泳指導についての2点目、就任前と方針が変わったのかについてお答えをさせていただきます。その他については、教育長から答弁させていただきます。

私自身、就任前と方針、考えは変わっておりません。総合体育館プールを使用することは、管理や経費の面で効率的であり、きれいなプールで授業を受けられるのは、児童・生徒にとっても大変よい教育環境となりますので、しっかりと対応させていただいていると考えております。

また、予算については、中学校トイレの臭気改善など、緊急性や必然性があるものは、その都度、自ら修理、修繕出来るところは地域や学校の力をお借りしながら、適切に対応させていただいております。

近い将来、学校の建て替えも予定しており、そのための基金も計画的に積み立てていると

ころでございます。

このようなことから、現在の立場においても、現実的かつ着実な運営及び財源確保に努めており、議員時代と考えは変わっておりません。ご安心いただくとともに、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 酒井議員のご質問にお答えをいたします。

1、睦沢小・中学校のプールと睦沢総合体育館プールを使用しての水泳指導についての1点目、睦沢小学校のプール使用の取りやめについてですが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点や近隣町村の状況から水泳授業は行いませんでした。

令和元年度までの費用的な話をしますと、平成30年度は、プール施設の修繕やろ過機の保守点検等で23万円、水道料は49万円ほど、合計で72万円ほど。令和元年度もほぼ同額となっております。小学校のプールを使用するためには、結構な費用がかかっておりました。中学校のプールは、小学校よりも劣化が激しく、ろ過機の撤去も行っており、平成29年度から総合運動公園のプールを使い授業を行っておりました。

このような状況から、小学校も令和3年度予算から、施設としては新しく、特段の費用がかからず使用出来る総合運動公園でのプール授業に変わったと聞いております。

このことについては、令和3年3月4日開催の令和3年度予算審査特別委員会において、令和3年度の小学校のプール授業は、中学校同様に総合運動公園プールで行うことから、光熱水費における水道代が減少することを、当時の課長が説明しております。

次に、3点目、社会スポーツ施設を全面学校体育に使用する要望は正しい判断であったかについてですが、これは議員のご質問にもありますが、指導時数を少しでも確保したいことや収束の見えないコロナ対策のため、限られた時間を計画的かつコロナ感染対策を図りたいことから、総合運動公園指定管理者と協議を重ね、児童・生徒の学びの優先にご理解をいただいたもので、教育委員会としてはやむを得ない判断であったと考えます。

なお、運動公園のプールが7月から8月の2か月間一般開放される中で、7月1日から15日のうち11日間、午前中のみ使用であり、運動公園に対しても特段の苦情は入っていないと聞いており、一般利用者の皆様にもご理解をいただけたのかなと考えております。

次に、4点目、各学年の指導時数は標準時数に達しているかについてですが、まず初めに平成29年3月告示の現行学習指導要領では、小学校体育の年間標準授業時数は、1年生は102時間、2年生、3年生、4年生は105時間、5年生、6年生は90時間となっております。

中学校の保健体育の年間授業時数は、酒井議員の言われるとおり105時間となっています。そのうち水泳の標準時間数は年間105時間の10%であるとのことですが、現行の学習指導要領においては、領域ごとの標準授業時数は示されておりません。

小学校の体育、5、6年の領域別で見ると、体づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳運動、ボール運動、表現運動、保健と七つの領域から構成されています。現行の学習指導要領において標準時間が示されているのは、保健で3、4年生は2学年で8単位時間程度、5、6年生は2学年で16単位時間程度と示されている以外は、低学年も含め領域ごとの標準時数は示されておりません。

なお、各領域の授業時数の配当に当たっては、一部の領域に偏ることのないよう、全ての領域の指導がバランスよく行われるようにするとともに、領域別の授業時数の配当は、児童の実態に応じてある程度の幅をもって考えてもよいと示されています。

中学校においては、体づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳、球技、武道、ダンス、体育理論、保健の9領域あります。このうち授業時数が示されているのは、体づくり運動が各学年で7単位時間以上、体育理論が各学年3単位時間以上、保健が3年間で48単位時間程度と示されておりますが、水泳を含む他の領域についての授業時数については、それらの習熟を図ることが出来るよう考慮して配当することとなっており、標準時間数については示されておりません。

したがって、標準時間数に達しているかのご質問ですが、標準時間数そのものはありませんので、達しているとも、達していないともお答え出来ません。しかしながら、内容の習熟を図ることが出来たかという点、十分ではなかったと思われまます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、単一学年に絞った使用をしたため、内容を習熟させるためには時間数が足りなかったと考えます。

来年度以降は、2学年同時に授業を行うことや開始時期を早めるなど、総合運動公園の指定管理者や学校と協議を深め、学習指導要領に示された内容の習熟に努めて参りたいと思います。

次に、5点目、授業時数が確保出来ないことにより、発達段階における水泳技能、ライフセービングの訓練が十分出来ていないのではないかと。水泳技能の習得以前に、ライフセービングの訓練が重要ではないかについてですが、ライフセービングというと、一般的には水難事故の防止や救助、蘇生、応急措置などの一次救命措置のことを言うと思いますが、小学校の水泳運動では、クロールや平泳ぎなどの泳法以外に、酒井議員の言われたように、安全確

保につながる運動を実施することになっています。安全確保につながる運動とは、背浮きや浮き沈みなどをしながら安定した呼吸を伴い、浮いていることが出来るようになることです。また、水泳運動の心得を守って、安全に気をつけたり、気を配ることも指導しています。

中学生になると水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど、健康、安全に気を配るよう指導しています。また、心肺蘇生法などの応急手当の知識や技能及び野外スポーツを安全に行うための心得については、保健領域において取り扱っています。

水難事故によって毎年命を落とす人がいることは大変悲しいことでもありますので、水難事故の防止については、水泳の時間だけでなく、学級活動や学年集会、全校集会において講話を通じた指導も行っております。

次に、6点目、今後10年余りの小・中学校の水泳指導についてですが、先の答弁とかぶりますが、老朽化したプール施設の管理や費用を考えた場合、現在の総合運動公園を活用する方法が最も効率的であること、学校としても子どもたちときれいなプールで授業が出来、天候による計画変更も少なく、総合運動公園のプールを活用することは、はるかにプラスの面が大きいと考えます。

そして、指導期間及び指導時数確保については、内容の習熟が図れるよう、総合運動公園指定管理者や学校と課題を共有し、前向きな協議をしていきたいと考えます。

次に、7点目、夏季休業中の水泳指導を取り入れる考えはないかについてですが、睦沢町の小・中学校では、特に登校日を設けていない現在の教育課程では、そのためだけに水泳の授業を実践するのは難しいと考えます。

次に、8点目、ふれあいスポーツクラブ主催、水泳教室へのあっせん及び小学校参加者についてですが、ふれあいスポーツクラブ主催の水泳教室は、小学生対象として夏休み期間中に10回程度運動公園プールで行うもので、今年は小学生1、2年生が26名、3年生から6年生は43名の参加がありました。割合で申しますと、1年生が37%、2年生が19%、3年生が35%、4年生が9%、5年生が24%、6年生が11%でございました。募集方法は、ふれあいスポーツクラブが小学校を通じて行っております。ふれあいスポーツクラブの教室であることから、強制は出来ませんが、積極的な参加を促していきたいと思っております。

次に、9点目、睦沢小・中学校の泳力低下及び伝統の継承についてです。平成20年3月告示の前の学習指導要領では、水泳の内容について、泳法を身につけることが出来るようにすると明記されており、児童・生徒が出来るようになることを内容としていました。

しかし、平成29年3月告示の現行の学習指導要領では、児童・生徒の主体的・対話的で深

い学びの実現に向けて、体育科においても授業改善を行うこととなりました。主体的・対話的で深い学びの実現を目指すということは、子ども一人一人がどのように自分の課題を見つけたか、その課題解決に向けてどんな試行錯誤があったか、子ども同士が対話を通してどのように課題を解決したのかなどの過程を重視していくということでもあります。技能だけを重視した学習であれば、指導者が徹底的に教えれば子どもは出来るようになるでしょう。それが少人数であればさらに効果は上がります。

しかし、学習過程において重要なのは、水泳であれば泳げるようになりたいという子どもの思いや願いです。そして、出来るようになるためには、自分にどんな課題があり、どのような練習をし、友達とどのような関わりを持ち、どのように課題解決を目指していくかなどの過程こそが大事であって、最終的に完泳出来たらよくて、完泳出来なかったら駄目ということではないということです。どのように学んでいくのかという過程を重視するというのが、現行の学習指導要領の考え方となっています。

ご質問の泳力低下ですが、ここ3年の睦沢小学校6年生の完泳率は、コロナの関係からデータがありませんが、直近の令和元年度は93.6%と郡市内でも高い完泳率となっていたことから、コロナ禍で授業が中止にならなければ、教員の指導力は大いに発揮され、泳力低下になるようなことはなかったと考えます。

100%の完泳率は素晴らしいことだと思います。出来ることであれば、小学校では25メートル以上、中学校では50メートル以上を全児童・生徒が泳げるようになって欲しいと願っております。

そして、環境、指導法、伝統を受け継いで欲しいについてですが、世の中の状況は刻々と変化しております。現在の学習の状況や児童・生徒の実態、現行の学習指導要領と照らし合わせ、改善したほうがよいところは改善し、残したほうがよいところは受け継いでいきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 町長並びに教育長のほうからご丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

町長のこれまでの方針は変わらないということの一言を受けまして、その後に付け加えられたことについては、また検討していきたいと思っておりますので、方針は変わらないということで、また今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、教育長におかれましては、現行の指導要領の改訂に伴う詳しい水泳指導、またほかとの保健体育の指導内容と、非常に勉強になりました。今後ともひとつご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、特に私が最初に触れた水難事故防止についてを考えると、教育長の話の中で、どうしても紙ベースで指導を受けたのを、それを教師が砕いて子どもたちに指導しているかというところが非常に疑問です。ということは、教師が砕ける力があるかです。どの程度職員会議、または校内研修で示された国の指針を理解し、指導に当たっているかというところが疑問です。

具体的に申し上げます。私も教員を51年から38年務めました。新規採用時には、25メートル完泳する適正検査の審査はありませんでしたが、その後、採用試験で25メートル泳げるかどうかの審査が判定基準にありました。そして今、採用試験にはそれは取り入れられていません。また、新規採用教員の体育における研修会が強制的に悉皆でありました。その中で、夏季休業中に水泳の訓練と申しますか、指導法についての実地訓練がありました。今はなされていません。

また、県のほうでは、夏季休業に入ったときに水泳教室というのを主催していました。それは、皆さんもご存じのように、水泳大会に準ずるようなことでありましたが、午前中水泳大会をやった後、午後昼食後に水泳教室を県が主催して、こういう指導をしてくださいという、模範泳法も含めてなされましたが、それも現在なされていないと思ひます。ということは、先程申し上げたように、指導者が指針を示されたのを十分に砕いて、そして現状に合った指導法を子どもたちになされているかどうか。

何かというと、教員の幅は何十年と年層がありますが、若手の人たちは自分が小学校、中学校のときに水泳を、先程九十何%泳げるということですが、だんだん泳げなくなってしまつて、一生水泳を覚える機会が強制的に行われることがないんです。自分の力を示そうということで水泳に励む人います。しかし、それが全ての教員に当てはまるかということ、そうではないと思ひます。

そういうところも考えて、実際の指導に当たる教員たちが、どの位の能力を持っているか。これ調べるのに、年に1回校長または教頭が、先生方にあなたはどの位泳げますかと口頭で聞くんです。それを県に報告するんです。実際に泳げるかどうか見ないんです、教員は。そんなのでいいんですかね。まして、県の水泳教室とか、職員の研修とかは、県が実体験の体験を出来るようなシステムをつくっていませんので、何とか睦沢だけでも、校内研修や教育

委員会主導でも結構です。水泳の指導法について実体験を、研修を行ってはいかがでしょうかということ。

あわせて、先程救助の件がありました。子どもたちには、高い救助法についてはうんぬんという話でしたけれども、やはり先生方は普通救命講習というのが3時間で、初級ですよ、設けられています。

睦沢町教育の5か年計画の中にも、毎年その講習を行うというふうに一文書かかれている部分があります。実際に行っていると思いますけれども、やはり先生方も真剣にそういう講習で学んだことが実践出来るように、日々やっぱり研修積む必要があるのではないかなというように思います。

指導時数に関しても、先程実は、私の感覚の10%という感覚ではかると指導時数は少ないし、たまたま4年生の授業を見ましたけれども、あれで6年までに九十何%まで25メートル完泳率いくというのは望めないと思います。

先程申し上げた、令和元年でしたか、九十何%と。

〔「元年です」の声あり〕

○4番（酒井康雄君） はい。というのは、私に言わせれば、瑞沢小学校の4年生のときに覚えた子どもが6年生になって当然泳げていますから引き上げていると思います。

その痕跡が残っている令和元年の記録じゃないかなと思いますが、確かにコロナでもう十分水泳指導が出来ていないところでありますので、下降線には来ていると思いますけれども、教育長言われたように、改善をしながら伸ばしていくという方向で、是非お願いしたいと思っています。

あわせて、睦沢の総合体育館プールの使用に当たっては、時数を確保するのは学校関係者の計画を立案する担当者に聞きましたら、非常に2週間では難しいと。2学年一緒にやるということは、それぞれのランクを、指導法をきちっと職員も子どもも分かった上でやらないと効率上がらないと思います。

2学年やったら全面学校で使うというスペースでないといけないと思いますが、もし来年、単学年でやるようだったら、十分1コース、2コース空けても、40人前後の子どもたちが1コースから4コースまで能力別にやっても十分対応出来るし、コロナについてプールで感染するという話はあまり聞かないんですけれども、学校にいるときには休み時間に子ども同士が接触するほうがよっぽど感染力があると思いますけれどもね。一般の人に軽減、感染しては申し訳ないという配慮で管理者のほうは考えていると思いますけれども。

午前中一般の人が使えないと、午後來ると60円か何か違うんですよね。午前中は町民だと190円位で入れるんですよ。午後になると250円位になる。それでも、今財政難ですから、たった60円かもしれないけれども、毎日来る人は1か月、2か月入ると、プールを使用すると何千円となるんです。それが何人もいるということであれば、大変だと思います。

私も15日の日に行って、それ以降、7月、8月盆まで何回か泳いでいますけれども、午前中使用する人は何人もいます。それが、7月1日から15日の土日以外は使用出来ないというのは窮屈かと思います。

それと、近隣の町営プールでは、着衣泳法を最終日に全校生徒をプールに集めてやっています。サバイバル水泳とかいう名前で、着衣泳法を、または救助法をやっている近隣の学校もあります。

または、民間のプロの指導者が、その学校の学年ごとの指導に当たっている。これも効率じゃないかなと思う。我々素人が教えるよりはプロが教えたほうが効率いいと思うし、泳法もしっかり学べるし。

そういった意味で、細かいところですけども、改善点は幾つもありますし、最終的には僕はやっぱり睦沢の小学校のプールは、私も見ましたけれども、教務主任と見ましたけれども、十分使えます。それは七十何万円の費用がかかるからうんぬんというのは、ちょっと考えものではないかなと思います。小中一貫教育もありますので、中学生と小学校の低学年と一緒に水遊びをする場としても近くですから、出来るのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 酒井議員におきましては、色々なご意見をありがとうございます。

ご質問の、まず睦沢町で独自に教職員に対して実技研修が必要ではないかというようところでございますが、調査をしましたところ、睦沢小学校の教員で泳げるとか、泳げないとかという調査で、毎年、さっき議員が言われましたように、口頭によって確認は行っておりますが、それによりますと、授業を担当している者の泳力について、25メートル以上を泳げるといった教員が20名で、25メートル以下の泳力というのはゼロ名ということで、本年度報告は上がっております。

ですので、一応睦沢小学校に勤務している体育科の授業を行っている教員は25メートル以上泳げるというところで、そういう実態から、学校として特に泳ぐための実技研修が学校独自として必要であるかというところまでは考えていないというところだと思います。その辺

はまた、学校とよく相談しながら進めて参りたいと。必要があるのであれば考えなければならないし、学校としては実態として、その必要はないですよということであれば、要らないのかなというふうに思います。

それから、泳力の低下、4年生の授業を見ていただいて、ちょっと過去の瑞沢小学校の4年生とは大分差があったということですが、当然ここ2年間、全く泳いでいませんので、今の4年生が2年間泳いでいないということは、小学校2年、3年とプールに入っていないということなので、これから伸びていく、伸び盛りのときに2年間やっていないというのは、やっぱりそのときの子どもたちと比べれば、かなり泳力的には、今まだ落ちているかなと思いますが、これから来年以降、プール等を使う中で、水泳実習行う中で、泳力が高まるように努力をしていきたいと思いますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

着衣泳についてですが、着衣泳につきましては、文科省から出している指導要領の解説の中でも、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取り扱うことが出来るものとするというふうにはなっております。

そういうことは承知しております。私の経験からもプールの衛生管理上、着衣泳を実施している学校は、プール使用最終日に行っているところが多いようです。

総合運動公園のプールを使用しているというところで、指定管理者とも相談したんですが、やはり一般の人たちが入るといふようなところで、衛生管理上途中で学校の生徒が着衣泳、好き勝手なもの、好き勝手なものと言うとあれですけども、自由なものを持ってきて、そのまま入るといふ、着てきて、そのまま入るといふのは、ちょっと衛生管理上、その後困るよというようなことございましたので、やっぱり本町としては、今の環境では、なかなか授業の中でやるというのは難しいのかなというふうに考えております。

場合によって、総合運動公園のプールが閉める、最終とか何かに行うとかというようなことがもしも可能であれば、もしかしたらそういうことは出来るかもしれませんが、今のところ授業の中でいふのは、ちょっと今難しく考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございました。

工夫していただけるような回答もありましたので、是非お願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今回、私がこの水泳に関わることでご質問したのは、田中町長とも以前お話ししたときに、実際に、最初に触れた栗又の滝つぼ、ここは危険であるという

のは、どなたでも認識していると思います。田中町長は、失礼ですけれども、学生時代、そこでご友人とご級友の人たちと水遊びなり、水泳を楽しんだとお聞きしました。

私も行ってみました、この夏。滝つぼに入ってみました。どういう状況になるか。私も水泳は得意というか、遠泳は何キロも泳げる力を持っていますけれども、たった数メートル脱出するのに、すごく泳力を必要とします。のんびり構えていたら巻き込まれて、そこでぐるぐる回転するような形になります。

自分がやってみて、流れの、下流域のほうに進めば出て来るというのを体験しましたので、孫を連れて、今度は孫にそこへ入れて、どうなるか試してみました。実際は、孫も水泳は50メートル、100メートル泳げる能力は4年生ですけれどもあります。だから、私も近くで見るというか、救助すぐ出来る状態にいましたけれども、やはり同じように、知識がなければ、そこで必死に浮き上がろうという行為だけで、横に逃げようという、下流域に逃げようという行為ではなかったんです。私は手を引いて、下流域のほうに引っ張り上げましたけれども、やっぱり怖い思いをしたということも言っていましたけれども、楽しかったとも言っていました。

そういったように、今教育長さん言われたように、紙ベースで、口頭で、または指導の内容についても職員会議で資料を基に話し合ったり、子どもにビデオ見せたり、そういうことも必要だと思いますけれども、やはり実体験で体験させるということが、何よりのかけがえのない経験になると思いますので、今後の指導に生かしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） 答弁よろしいですか。

これで、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

---

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 次に、2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

各種ワクチン接種について。

1、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が始まったが、現在、学校関係者は接種対象者に含まれていないが、町独自に対象者とするつもりはあるか。

2、子宮頸ガンワクチンの予防接種について、対象者への積極的勧奨が再開されているが、

今現在町内対象者の接種状況は。

3、子宮頸ガンワクチン予防接種については、定期接種は対象年齢の女子だけで、男子は含まれておらず、接種を希望する場合は接種費用の約5万円程度を全額自己負担となっている。今後、男子についてもインフルエンザワクチンのように町独自で接種費用を、補助を出す予定はあるか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、各種ワクチン接種についての1点目、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種につきましても、ワクチンの有効性等に関する科学的知見を踏まえ、令和4年5月25日から重症化予防を目的として、60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症リスクが高いと認められる方を対象に接種が開始をされました。

これを受け、本町では、ワクチン接種が速やかに実施出来るよう、対象となる方への希望調査を行い、睦沢診療所のご協力をいただき、7月31日、8月7日、8月28日、いずれも日曜日ではありますが、3日間にわたり時間指定により集団接種を実施いたしました。

ご質問のありました、学校関係者は接種対象者に含まれていないが、町独自で対象とするつもりはあるかについてであります。7月に入り、新規感染者が急速な増加傾向にあることから、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者を7月22日に接種対象として追加されておりますが、その後開催された国のワクチン分科会では、9月半ば以降に見込まれる1、2回目接種を終えた12歳以上の全ての住民を想定しているオミクロン株対応ワクチン接種との間隔も踏まえ、直ちに対象拡大を行う考えには至っていませんので、町といたしましても、独自に対象とする考えは今持っているところではございません。

予防接種は、感染症のまん延を予防する観点から非常に重要でございますので、町では引き続き早期に受けやすい体制構築を図るとともに、周知や勧奨に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目、子宮頸ガンワクチン予防接種について、対象者への積極的勧奨が再開されているが、町内対象者の接種状況は、についてお答えをいたします。

子宮頸ガンワクチンは、平成25年4月1日から定期接種となりましたが、同年6月14日に開催された厚労省の専門部会において、ワクチンとの因果関係を否定出来ない持続的な疼痛

等が、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種後に見られたことから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供が出来るまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、積極的な接種勧奨が差し控えられておりました。

その後、令和3年11月開催の同専門部会において、最新の知見を踏まえて、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められております。

このことを受け、本町では本年4月1日に、積極的勧奨を控えていた時期の接種対象者へのキャッチアップ接種を含め、対象者全員に個別に接種のご案内を通知しております。

ご質問の町内対象者の接種状況であります。6月末時点で対象者は289名のうち10名、3.46%の方が接種しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大や新型コロナワクチン接種を優先される方もいらっしゃいますので、接種率は伸びてはおりませんが、接種率が向上出来るように、ワクチンの有効性を、その危険性も含めて広報やホームページ等でお知らせして参りますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、3点目の、子宮頸ガンワクチン予防接種については、特定接種は対象年齢の女子だけで、男子は含まれておらず、接種を希望する場合は接種費用の5万円程度を全額自己負担となっている。今後インフルエンザワクチンのように町独自で接種費用の補助を出す予定はあるか、についてですが、令和2年12月に4価HPVワクチンのガーダシルが9歳以上の男性への適応についても承認されております。

HPVワクチンの男子への有効性は、ヒトパピローマウイルスの感染予防とともに中咽頭ガン、肛門ガン、陰茎ガン等の予防についても認められておりますが、議員のおっしゃるとおり、現在は定期の予防接種ではなく、適応が認められたという段階で公費助成の対象とはなっておりません。

全国の自治体の中では、今年度、男性に対する助成を行うところもありますが、本町といったしましては、国民全体の免疫水準を維持するという予防接種の意義に鑑み、国や県内の自治体の動向を注視して参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） まず、一つ目のコロナワクチンのほうについてですが、国の規定で教

職員が対象じゃないのは分かりました。

その上でお聞きしたいんですが、7月、8月に行われた4回目の接種の中で、集団接種ですね、当日のキャンセルとか出た部分というのは、今までどおり、対象の人が順番に表を作って、その上から割り振っていった形なのでしょうか。その中に希望する職員がいれば、打ってしまっても問題なかったのではないかなと思います。

二つ目、子宮頸ガンのほうですが、僕が聞いた話では、対象者に対しては周知はしているが、広報とかでは呼びかけてなかったような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。対象者に直接伝えるだけではなく、町民全体に広く周知することで、ワクチンの接種率だけではなく、子宮頸ガン検診ですか、検診の受診率も上がるのかなと思います。

今現在、対象者の3%位だということですが、キャッチアップを除いて、対象になる女子が小6から高校生、1年生までの女の子だったと思うんですが、町全体で多分100人、120人位かと思います。その中で接種率がほぼほぼ少ない状況なのを考えると、男子を入れても予算の中に収まるのではと、私は思います。

周りの状況を鑑みる、もちろん大事だと思いますけれども、田舎けれども先進地という取組の中で、男子にも打ってあげても問題ないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、男子への接種に関しては、先程ご答弁させていただいたとおり、国・県、または自治体の動向を見ながらということで、今現在考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、ワクチン接種の数字等細かなところは担当課よりお答えをさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

集団接種のキャンセル分のワクチンについてはということでございますけれども、それこそ陸沢町に配分されるワクチンにつきましては、国が新型コロナワクチン及びワクチン接種に必要な注射針、シリンジ等を購入し、県により接種対象者の見込みにより配分されますので、町で確保出来る量は必要量のみとなっております。

そして、集団接種キャンセル分のワクチンについて、やはり議員のおっしゃるとおり、体調不良により当日見送る方が数名いらっしゃいましたが、その分につきましては、当日キャ

ンセルとなることから、予防接種に従事していただいた方に接種のほうをさせていただき  
ましたので、廃棄が出ないように対応のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 命によりお答えいたさせていただきます。

対象者への周知ということでございますけれども、11月1日からこの間のキャッチアップ  
対象者が自費で打った分の償還払いのほうが始まりますので、それに合わせましてホーム  
ページ等で周知させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） もろもろ分かりました。

最後に一つ、私の知り合いで子宮頸ガンで亡くなった人間はいないのですが、知人で数名  
ガンを患っている人間がおります。それが全てHPVウイルスの感染かというのは分かりま  
せんが、数少ない防げるガンのものだと思いますので、なるべく幅広い人間に打てるような  
対策をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

私の姉も7年前に子宮頸ガンで亡くなっておりますので、そこら辺は身内だからというこ  
とではないですけれども、防げる命はしっかり防げる対策をしていきたいと思ひますので、  
またご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（田邊明佳君） これで2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時29分)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

---

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 大変申し訳ございません。先程島貫議員の再質問に対する答弁に若干誤りがありましたので、担当課より訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 先程の島貫 孝議員の一般質問の再質問の中で、私のほうで償還払いの開始の時期について、10月1日と言わなければならなかったところを、11月1日と申してしまいましたので、そこを10月1日に訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまです。

---

#### ◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、5番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。

それでは、通告事項の一般質問をさせていただきます。

私は、自治体は一つの経営体であると考えております。本町でも、住民福祉を向上させるために様々な事業を行い、基になる歳入を増やす努力をされていると思います。特に、自治体の創意工夫による自主財源の確保は、しっかりと認識されているものと考えますので、今回は、自主財源の確保について何点か質問させていただきます。

初めに、ゴルフ場利用税の減収についてであります。

事業を終了した旧デイスターゴルフクラブの歳入減は、決して小さな金額ではありません。新たな取組が求められていると考えますが、いかがでしょうか。

次に、増収の可能性を秘めた、通常のふるさと納税についてであります。

昨年度から新たな体制で運用を始めましたが、現状はどのような実績になっているでしょうか、内容を伺います。

さて、本年3月の定例会でも質問をさせていただきました、企業版ふるさと納税についてであります。この企業版ふるさと納税は、令和6年度限りの制度であります。表現が適切かどうかは別にしまして、見方によっては大きな鉦脈とも言えるのではないのでしょうか。

内閣府が8月26日付で発表した令和3年度の内容を見ますと、全国で寄附金実績が前年度比2.1倍、件数が2.2倍に倍増しております。全国で1,028の地方公共団体が活用しました。

町村に限れば、例えば徳島県神山町が37件の9億9,900万円を受け、学校の設立を進めております。北海道当別町では10件で9億3,000万円、北海道大樹町は80件の7億2,800万円、茨城県境町が23件で4億3,000万円等々とあります。いずれも単年度の取組ではなく継続的に行われ、寄附金の使い道も様々な事業分野に分かれております。

本町でも、この魅力ある制度に本気になって取り組み、自主財源の確保をされるよう期待します。ご回答をお願いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

自主財源の確保についてということで、議員の言われるとおりの歳入を増やすこと、特に自主財源の確保は、私も大変重要なことであると認識しております。

そこで、1点目の、事業を終了した旧デイスターゴルフクラブの歳入減は、小さな金額ではなく、新たな取組が望まれるというご質問については、令和3年12月末をもって営業を終了したデイスターゴルフクラブに係る利用税の減が心配されるわけですが、令和3年度は大幅な減収はなく、対前年度比0.92ポイント、金額で言いますと60万7,000円の減にとどまりました。

令和3年度ゴルフ場利用税は、三つのゴルフ場の合計で6,544万3,000円、そのうちデイスターゴルフクラブでは1,708万4,000円という内容でありました。大幅な減収とならなかった理由として考えられるのは、営業終了のうわさなどにより、年末までの駆け込み需要があったものと思われます。

したがって、三つのゴルフ場ともに2年度とほぼ横ばいの交付額となりました。なお、本年度デイスターゴルフクラブからの利用税がないという中ではありますが、2027年度の日本オープンゴルフ選手権の会場に、房総カントリークラブ房総ゴルフ場東コースが決定したこともあり、私といたしましては大きな期待を寄せているところでございます。

さて、ご質問のように、本年度からゴルフ場利用税の減収が懸念されるわけですが、砕けた言い方をしますと、跡地を取得した事業者からのご厚意による補填が出来ないのか、その辺の協議はどうなっているのかということだと思えます。

現在、ゴルフ場跡地を取得された方の関係企業と、毎月意見交換を行っているところでございます。意見交換の中では、本町に何らかの形で協力をしたい、またしていききたいというお言葉もいただいておりますが、現段階では、跡地の利用を含めて公表段階に至っていないと

いう相手方のお話でございます。今後、公表が出来る時期が来たならば、町にお伝えしたいということですので、今後も対話を続けながら、お互いに協力出来るところは協力し、本町にとって有用な施設となること、また、町の未来を担うような夢のある施設の運営を期待しているところでございます。

質問への回答にはなっていないかもしれませんが、幾ら寄附してもらえるか、そういったことは事業者の考えもありますし、また共有出来るものではありませんので、対話を続ける中でそういった話が出来れば、少しずつすり合わせをしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、2点目の通常のふるさと納税の現況はどうかについてでございますが、この通常のふるさと納税については、令和3年度からふるさと納税の取扱い等について、リンベルを含むコンソーシアム体制としたことで、寄附額等の拡大を目指したところでございます。

その成果として、令和3年度の実績として、寄附件数は前年度の約7倍、1,644件に増え、また、寄附金額は前年度の約4倍、2,785万7,000円、これは2,077万8,000円の増となりました。また、本年度も7月末までの実績ではありますが、前年4月から7月までと比較すると、件数では1.7倍、寄附金額でも1.7倍まで伸びている状況でございます。

今後も、この伸びが続いていくよう、コンソーシアム体制により努力して参ります。

次に、3点目の企業版ふるさと納税についてですが、令和3年度は4件、360万円の寄附がありました。暮らしや交流が健康につながるまちづくり事業に使ってくださいという企業が3社、町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり事業に使ってくださいという企業が1社となっております。

デイスターゴルフクラブ閉鎖によるゴルフ場利用税への補填としても、企業版ふるさと納税に力を入れたらどうかということですが、本年度は、いまだ企業版ふるさと納税ということでの実績はございません。しかし、一般寄附ということでの企業からの寄附はございます。現時点では1件ですが、今後もう2社、一般寄附をしたいという企業からの申出をいただいているところでございます。これは、企業版ふるさと納税については、町内の企業は制度上対象とならないことや、その企業の事情などにより一般寄附となっているものであります。

しかしながら、一般寄附であっても、地方創生や教育に使ってもらいたいということですので、私としては、制度上の取扱いは異なりますが、企業からの寄附金については、その趣旨は同じと捉えていますので、有効に活用させていただきたいと考えているところでございます。

なお、企業へのアプローチですが、3月の一般質問の折にもお答えさせていただいたように、近隣の企業、これはある協会を通じて約250社へダイレクトメールを送っています。残念ながらその成果はございませんでした。また、町の出身者とか、そういった町との関係のある企業や、地域貢献や地方創生に興味のある企業には、企業の来庁時や、こちらから訪問した際に、お話を何度もさせていただいているところでもあります。そういう企業は、既にもう100件以上になろうかと思っております。

しかしながら、昨年実施したダイレクトメールのような、町とのつながりのない企業に対しては、むやみにアプローチすることには課題があり、知らない企業へアプローチすることにより、それにより寄附が受けられたとしても、寄附を行うことの代償として、その企業から経済的な利益の強要を求められることにもなりかねません。例えばですが、入札参加への便宜であったり、土地のあっせんであったり、そのようなことは内閣府令において禁止をされていますので注意が必要であるということから、アプローチをする企業については慎重に対応させていただいているところでございます。

法人にとって企業版ふるさと納税を行うメリットは何かと申しますと、寄附をすることにより、税控除はもちろんですが、社会貢献を通じた企業のイメージアップや、縁のある地域への恩返しなどが考えられます。このことから、把握出来る範囲ではありますが、町に縁のある企業や、近隣の社会貢献を理念に掲げている企業などには、当然お話をさせていただき、その成果として、昨年の4件の寄附があったということでもあります。

しかし、寄附をしてもらえる企業も、2年、3年続けてとなると、やはりそれぞれ企業の都合もありますので、本年度はいまだにゼロ件という状況であります。近隣の市町村を見ても、ほとんど企業版として寄附がない状況であります。本町はそれでも昨年4件あったということで、ご理解をお願い出来ればと思います。あまりしつこく寄附をお願いしますということは、逆に町のイメージ低下にもつながりかねないと考えますので、その辺も適当な頻度でお願いをしたいと、またアプローチをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

しかしながら、地方創生などに興味のある企業の発掘などについては常にアンテナを高くしながら、また、企業などからの紹介を受けながら、可能性のある企業等には、私からも積極的にアプローチをしていますので、よろしく願いいたします。

なお、この企業版ふるさと納税寄附金については、通常のふるさと納税や一般寄附のように一般財源化して使うことは出来ず、認定を受けている地域再生計画に基づく活用、大きく

言えば、第2期総合戦略に掲げている内容にしか使うことが出来ません。地域再生計画は、町の総合戦略に合わせたもので、四つの大きな施策になるわけで、一つ目は、暮らしや交流が健康につながるまちづくり事業ということで、具体的には外出や健康づくりにポイントを付与する仕組みの構築について、また、道の駅や運動公園の拠点を活用し、健康をテーマとした交流の創出などであります。

二つ目としては、健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進事業で、具体的には、子どもの居場所と遊びの環境の充実、家庭・地域の子育て力・子育てサポート力の強化などとなります。

三つ目は、まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出事業で、具体的には、整備型農業の導入や先端技術を活用した農業経営の形の創出、企業等の誘致の推進であります。

そして最後の四つ目は、町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり事業ということで、具体的には、官民連携による防災体制の強化と自立、分散型エネルギーシステムの構築や、グリーンスローモビリティや、自動運転等の新たな技術の導入などの事業に活用しなければならず、実施には、内閣府への事業内容等の報告義務もあり、かつ事業の実施状況に関する客観的な指数、いわゆるKPIの報告、外部有識者による効果検証が必要になります。

さらには、寄附のあった当該年度の活用が原則であります。企業版ふるさと納税地方創生基金に積み立てることで、令和7年度末まで活用出来ますので、逆に言えば、令和7年度末までに使い切らなければならないといったように、特定財源として活用するにしても、どの事業に充ててもよいということではなく、それなりの制限の下で活用しなければなりませんので、令和6年度までの寄附金、基金の総額や寄附をする際に、企業が活用してもらいたい、先程お話をしました四つの施策別によって振り分けた場合に、その四つの施策のうちどの事業に充てられるのかの選定も必要になりますので、それまでの間、出来る限り多くの給付がいただけるよう、努力をしていく所存でございます。

今申し上げたように、企業版ふるさと納税寄附金については、その使途や成果の報告が必須になることから、一般財源化が可能な一般寄附のほうが使い勝手がいいので、特に企業版ということではなく、企業や個人からの一般寄附金についても、企業版と同様に受け入れていきたいと思っていますので、議員のほうでも心当たりがあれば情報の提供や、場合によっては、企業等への説明などをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） デイスターさんの後の事業体ですけれども、この法人は、住所は睦沢ですか、それとも違うところですかね、それが一つ。

それから、ふるさと納税の7月までの実績、大変何かすごい勢いで伸びているようですが、返礼品に特徴とか順位の変更とかはあるでしょうか。

それから企業版ふるさと納税、大変アクセルをかけたけれどもいつの間にかブレーキを踏んでいるような、そんなふうなご答弁でありまして、この企業版よりも一般寄附金のほうが取りやすいように聞こえもするんですが、それはそれでやりやすいほうでいいと思うんですが、日常的にそういった意識があるという点では、一般寄附をお願いするほうがやりやすいかもしれません。私としては、せっかくこういう企業版ふるさと納税という制度がありますので、制度を活用したほうがいいのではないかというふうな勧め方でありまして、

自主財源といいましても様々ありまして、本当に細かいものから大きいものも色々あると思います。今そういう小さなもの、自主財源のですね、そういった取組も町はされていると思いますので、ひとつこの辺で披露していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） デイスターゴルフクラブの後の企業であります、運営会社を睦沢町の本社に置いて運営をするということで話を聞いておりますが、まだ運営でどういった方向に行くかの細かなところが示されておりませんので、そこら辺分かり次第、また皆様にご報告出来る段が来ましたら、しっかりと報告をしていきたいと思っております。

そして、細かなところは担当から答弁をさせていただきますが、昨年、企業版ふるさと納税については、本当に声がかかるほど、私の今までの民間会社のつながり等々、色々声をかけさせていただいた。また、先程言ったとおり、ダイレクトメールでお話をさせていただいて、町の考え方に賛同いただけるのであればということで、様々な分野、様々な地域の方にお話をさせていただいたところであります。

それでやっと4件、賛同していただいたということでありまして、そこにはやはり、先程ご答弁させていただいたとおり、睦沢町に何か縁のある方、また、例えば睦沢町出身で起業された方であったり、親戚がここにいるとか、何かの縁がないと、なかなかつながりのパイプが太くならないことを実感をしています。

一般寄附も毎年頂いている企業、また新たにふるさと納税企業版から一般寄附に変えられる話もいただいたりとか、昨年PRしたことがマイナスにはなっていないなというところは

実感していますが、今年も出来る限りでは町を売り込んでいきたいなと思っておりますが、実感しているところは、つながりがないところになかなか寄附がもらえないという、思いだけでは企業版ふるさと納税につながらないというのを実感したところでもありますので、そこは先程答弁でしたとおり、取組はしっかりまた継続していきますが、一般寄附の扱い方も、また併せてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

細かなところは担当課のほうで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によってお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税の返礼品にどう変わりがあったかということですがけれども、令和2年度に比べての話ですがけれども、令和3年度になって、新たに卵とかお米も新たな品種が入ってきたりしていますけれども、順位で申しますと、令和3年度、卵が965件です。金額としては1,600万円ほど。次いでゴルフ場が46件ということで、金額として400万円ほど。次いでお米、コシヒカリ、ふさおとめ、マンゲツモチ、ふさこがね、その他もありますけれども、合わせて319件ということで、357万円ほどという順位になっております。

そして、小さな取組ということですがけれども、その辺については、少額になるわけですがけれども、ちりも積もればということもありますので、企業の広報紙への広告だとかホームページへのバナー、あるいは町の封筒作成の際の企業からの贈呈というのですかね、そういう協力など細かな収入にも努めていっているということですが。

企業の広報紙への広告料、そしてホームページへのバナーの広告料ですがけれども、ちょっと金額だけ申し上げたいと思っておりますけれども、合わせたもので、令和2年度が58万4,000円でしたが。令和3年度については98万5,000円ということで、この辺も、企業のほうにお願いをして増やしていっているという状況でございますので、今年についても、令和3年度と同等に推移しているのかなというところでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 何分、様々なところから税収を増やしていただくということは、大変いいことだと思います。やはり小さなものでも、取っかかりを見つけて増やしていくということが大事だと思うんですよ。

大多喜町なんか道路沿いにある看板にも何千円とお金をかけているんですね。それから自

分の敷地にある、ショッピングセンターの敷地にある看板ですら大多喜町はお金を取っているんですよ。ちょっと理不尽なんですけれども、その位やっているところもあるんですね。ですから、小さな自主財源、これからも開発して、頑張っていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 今お話があった自分の敷地にある看板なども、お金を頂いているという話があったと思うんですけれども、睦沢町についても、敷地や道路にある看板とかそういうものについては占用料ということで、頂いているということだけ付け加えさせてもらいます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

これで、5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 小 川 清 隆 君

○議長（田邊明佳君） 次に、3番、小川清隆議員の発言を許します。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 議席番号3番の小川清隆です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問事項は5件でございます。

件名1の町長の選挙公約についてお伺いします。

田中町長は、町長就任2年が過ぎましたが、町長選出馬に当たり、町民の幸せを第一に町民の声を聞くまちづくりに挑戦します。キャッチフレーズは、「大好きな睦沢町を守りたい」「人づくりから、町づくり。心を込めた町政を」の下、三つの提案、12項目の公約を掲げ、見事当選されました。就任後は、町のトップセールスマンとして、公約実現のために、コロナ禍等大変厳しい社会情勢の下、町の活性化と発展のために、精力的に活動されていることに対し、敬意を表するところであります。

そこで、公約12項目について、現時点での進捗状況及び今後の見通しについて伺います。

件名2の給食費の無償化についてお伺いいたします。

1、無償化の主な目的は、食育の推進や保護者の経済的負担、子育て支援や定住・転入の促進における地域創生などが挙げられ、給食費を無償化にすることで、保護者の経済的負担を少なくすることにつながり、子どもが確実に給食を食べられるので、安心して子育てすることが出来るということです。県内16の町のうち、半数以上の町が給食費の無償化を行ってお

ります。少子化が進む昨今、子育てするなら陸沢が一番と感じることの出来る若い人たちを定住・転入させるため、財政負担が必要不可欠と思います。

そこで、給食費無償化における食育の考えと、財政の負担及び課題は何か伺います。

2として、6月の千葉県議会定例会において、知事は学校給食費無償化について、子どもの多い世帯を対象に、年度内に実施出来るよう速やかに準備を進めると表明しました。そして、県内市町村と連携し、無償化にする世帯の要件などを取りまとめ、年度内実施を目指すこととのことでした。このことに伴い、町への通知及び調査等は現在どのように進んでいるのか、伺います。

件名3の、職員の定数等についてお伺いいたします。

1、条例で定められている職員定数に対する令和4年1月1日現在の職員数は、町長部局で定員67名に対し64名、議会事務局で定数2名に対し1名、教育委員会部局で定数38名に対し32名となっています。また、定数外の再任用職員及び会計年度任用職員は、町長部局で13名、議会事務局で1名、教育委員会部局で34名です。人件費の総額は、令和3年度分になりますが、町長部局で5億3,346万円、議会事務局で約1,965万円、教育委員会部局で約2億7,266万円となっています。

総合計では、令和4年度当初の職員数は145名で、令和3年度末の人件費は約8億2,576万円となっている状況です。つきましては、令和5年度から始まる退職延長に伴い、職員の定数などは、これから先どのように対応していくのか、伺います。

2として、職員の定員管理適正化計画ですが、国において策定された地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針に基づき、以前本町でも取り組んできたことと思います。そして働き方改革、さらなる少子高齢化の進展や、行政課題、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に応えるため、より一層の効率的、効果的な行財政運営に向けた取組が必要となっています。このことから、第2次定員管理適正化計画を策定し、引き続き適正な定員管理の推進を図ることは必要不可欠と思います。

職員数については、適正な定員管理を推進するための指標は示されておりますが、地域条件や社会条件、社会経済条件の相違、また、地域の抱える特殊事情等により、画一的に定めることは困難です。状況は、客観的に把握してみることも必要ですが、地域特性を踏まえ、本町独自の適正な定員管理を行うことが必要と思います。

そして、人事行政の透明性を高め、住民の一層の理解と納得を得ることが重要であり、最少の経費で最大の効果を生み出すための職員数を、常に考えていかなければなりません。町

の人口や地勢条件、財政状況等の社会経済条件、法令に基づく権限と、町民の行政に対する要望や各団体の施策の選択など、行政需要により定員配置は決定されるものです。

以前町長から、事務処理の効率化、人事評価制度の導入、組織の見直し、民間活力の活用、既存事業の廃止・縮小などを定め、計画的な職員採用を継続し、新たな計画を定めると回答がありましたが、いまだに策定されていないようです。つきましては前計画の取組実績を踏まえ、定員管理適正化計画を策定し、適正な定員管理の推進を図る考えがあるのか、伺います。

件名4の防災について伺います。

1、防災に強いまちづくりとして、安心・安全の要となる消防団第5支団は必要不可欠です。しかし、人口減少及び少子化に伴い、団員の高齢化が進み、若い人の成り手がいない状況です。班長以上を除き、平成24年4月1日の統計では、団員は20代は36名、40代が16名、50代はいない状況でした。また最高年齢47歳、平均年齢では33.04歳でした。

10年後の令和4年4月1日現在は、団員は、20代は8名で28名の減。40代は24名で8名の増。50代は2名で2名増となっております。また、最高年齢は51歳、平均年齢は36.75歳でした。

勤続年数は、平成24年では勤続4年以内が75名でしたが、令和4年には30名となっております。退団が出来ないため、年々勤続年数が伸びています。長生郡市消防団の中では、機構改革で部を統合する支団もあります。なお、部の統合については、関係市町村、地元自治会及び支団、部からの要望に基づき、検討して機構改革を行っているようです。

これから先のことを考え、状況を踏まえた中で、本町が第5支団等と協議、調整をして機構改革などをする考えがあるのか、伺います。

2として、佐貫分署の統合について、令和2年第3回議会定例会一般質問での回答で町長は、令和元年度に消防庁舎建設等整備基本計画を策定した。長生郡市広域市町村圏組合に確認したところ、現在より具体的な消防庁舎建設等整備組織再編実施計画を策定中で、庁舎建設等における計画の実現には、関係する地域住民の理解が何よりも必要であることから、町と連携を図り、理解をいただけるよう十分に配慮して参りたいとのことでした。今後、管理者を始めほかの副管理者、消防本部と十分協議し、その状況等については丁寧な説明をしていきたいと考えているところです。何より方向性が定まる前に、町民への説明、また議会への説明をしていきます。随時報告をし、皆様の意見を伝え戻すということで、丁寧にそこら辺の情報の収集と、伝達は是非ともさせていただきたいと思っておりますと回答いただきま

したが、2年が経過しましたが、まだ一度も丁寧な説明はありません。南消防署と佐貫分署の統合についての進捗状況はどのようになっているのか伺います。

件名5の有害鳥獣駆除対策について伺います。

有害鳥獣における農作物への被害が深刻化し、住民の生命及び財産が脅かされています。本町では、鳥獣被害防止計画を作成し対応はしていますが、一向に減っているようには思えません。それどころか、イノシシ、キョン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン等は、数が把握出来ない位生息していると思われまます。

他県の離島では、イノシシが15年前までは1匹もいなかったが、今はイノシシ被害が拡大し、大半の民家が防護柵を設けて侵入を防ぐ、異例の光景が広がっています。住民は、金網や有刺鉄線、電気柵を駆使するが手薄な場所から入られて、建物内を荒らされる被害が絶えないと。そして、イノシシが我が物顔で島を歩き回る様子に、住民は、こっちが檻の中に住んでいるようだと思われているとのこと。

本町でも、イノシシ等が住家の庭先まで出てきて餌を漁っています。さらに今後は、町なかまで出没することが危惧され人的被害が心配です。

そこで、イノシシ等が人的被害及ぼす可能性がある場合、住民への周知方法はどのようになっているのか、伺います。また、有害鳥獣による被害防止について、今後どのような対策を取っていくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、小川清隆議員のご質問にお答えします。

町長の選挙公約の現時点での進捗状況及び今後の見通しについてということで、早いもので町長就任から丸2年が経過をいたしました。この間、議員おっしゃる12の選挙公約については、常に私の政策の中心にあり、揺らぐことなく一つ一つの進展に向け取り組んでまいったところでございます。

それらを提案ごとにひもといてご説明をさせていただきます。

まず、若い世代への提案でございます。一つ目の子どもたちの行動力、想像力、理解力等を伸ばすため、ソフト面を重視した生徒主導型のワークショップ等で行う教育を取り入れますと、二つ目の教育改革の一環として、こども園、小学校、中学校の合同ワークショップ形式の交流会の実施、生徒と教職員の信頼感を身近で感じられるようにしますについては、町と、教育委員会では、睦沢町教育大綱に基づき、園小中一貫教育や、地域とともにある学校

を目指し、コミュニティスクールのよさを生かした教育の実践に努めているところでございます。

園・小・中が一堂に会する睦沢町教育振興会では、それぞれの教員が意見を出し合い、全員が課題や過程を共有出来るよう、園・小・中接続カリキュラムを作成するとともに定期的に会議を開催し、共通理解を図っております。これは、児童・生徒の学びの連続性や、個に応じた適切な教育につながっておるところでございます。この秋には、園小中一貫教育公開研究会も計画されており、さらなるステップアップを図りたいと考えております。

そして、生徒主導型のワークショップとして、総合的な学習の時間を設け、地域の人と一緒に問題の解決を図るような取組も行っており、これは行動力、想像力、理解力として、必要なコミュニケーション能力の向上や定着につながっております。

これらの教育活動の実践により、学校評価などのアンケート結果で、児童・生徒及び保護者からのご意見としては、おおむね肯定的なものが多く、着実な信頼関係につながっていると考えているところでございます。

三つ目の学校の耐震化や老朽化問題について、ハード面の議論を重ね、町民の意見を重視して参りますについては、6月議会で行政報告を行いました。現状の建物に安全性があるかということで、昨年度に、小・中学校のコンクリート性状等に関する調査を実施した結果、過去の調査と比較しても大きな劣化の進行は見られず、安全性を確認出来たところでございます。

町民の意見を重視し、子どもたちがよりよい学校生活を送れるようにすることが私の考えるところでございますので、まずは、今年度中に小・中学校に在籍する、児童・生徒やその保護者等を対象に、教育方針や教育環境の在り方についてアンケート調査を実施し、その結果も参考にしながら議論を重ね、今後の教育行政におけるソフト面、ハード面に生かしていきたいと考えております。

次に、高齢者への提案では、一つ目の、町民が安心して暮らせるように、地域防災を細部化し、地域密着型ミニ防災組織のモデルケースをつくりますについては、これまでの各地区の自主防災組織の育成に取り組んで参りましたが、地域内の課題を把握した上で、関係者の連携により、災害時の町民の安心・安全の確保に向け、支援を行って参ります。また、令和3年度に導入した防災アプリの普及に努め、災害時の情報伝達のさらなる強化を図って参ります。

二つ目の、お出かけの際の利便性を高めるため、社会福祉活動、ボランティア、NPO法

人等による交通利用の拡大を図りますについては、高齢者等の外出、移手段の支援として、福祉タクシー事業を実施しておりますが、私が町長に就任してすぐに利用券の拡充を行い、1人当たり1枚1,500円から2,000円に引き上げ、72回分を交付することにいたしました。ほかの自治体と比べても助成額、回数ともに手厚くさせていただいておると思っているところでございます。

また、社会福祉協議会で実施している福祉有償運送事業の継続とともに、ボランティアなどによる交通利用の拡大としては、ボランティアグループくらしの足の拡充や、事業の継続を見守っているところでございます。運行開始以来利用者も増えており、行き先も、利用者の要望を聞きながら、必要に応じて適宜変更もしているということですので、今後さらなる利便性の向上、利用者の増を期待するところでございます。

最後に活力あるまちづくりへの提案では、一つ目の、まちづくりをコンサルタントだけに頼ることなく、町職員と町民が一体となり事業を推進して参りますについては、新規事業者との交流会を定期的で開催し、1回目では10事業者と、移住者目線から伝える町の魅力や、将来の陸沢町について話をし、2回目では、12業者と、町制施行40周年記念イベントや、地元企業とのコラボでの地域活性化について膝を交えて語り合い、吸い上げた意見を事業に生かしているところでございます。

二つ目の、町民からの意見収集の方法として、アンケート方式を採用し、区内にコミュニティ通信員等を配置し、新しい情報化時代を先取りしますについては、区長さんとの意見交換会を開催し、町民の意見の吸い上げに努めているところでございます。また、必要に応じて直接町民にアンケートを実施するなど、町民の声が直接届くような調整に努めて参ります。

なお、コミュニティ通信員の導入については、まだまだちょっと運用出来ておりませんので、今後も検討材料としていきたいと思っています。

三つ目の各種事業の効果を数値化し、検証結果を明確にして次年度への改善を行いますについては、事業の開始に当たり、あらかじめどのような効果を期待するのかを明確にさせ、数値化出来るものは数値化し、また、総合戦略におけるK P Iにおいて確認するなど、結果の検証も実施しており、もちろん、その結果いかんによっては、次年度といわず、当該年度であっても改善に努めているところでございます。

四つ目の、補助金や交付金の費用対効果を明確化し、十分な議論を行った上で、町民に理解をしてもらえる対策を実行しますについても、同様な方策をもって臨んでいるところでございます。

五つ目の農業改革の一環として、農業女子を含むやる気のある従事者を公募し、農産物の拡大を図る事業を積極的に行って参りますについては、農業の担い手減少が課題となっている中、県内外から、半農半X（兼業農家）や、二拠点生活を志す若者等を対象に、民間事業者と総合連携を図り、仕事を続けながら、無理なくスタート出来る農業者の育成を行っています。

なお、新たな従事者として、農業女子を含む約21名が、本町で現在も農業に携わっているところがございます。

六つ目の、3町合同による有害鳥獣対策の再開に向け、睦沢町主導で取り組みます。また、里山を整備して、にぎわいのある里山公園をつくりますについては、まず、3町合同による有害獣駆除は、安全面を最優先に、作業の効率性や必要性の観点から再開に向けて、現在も慎重に首長間で話し合いをしているところがございます。

また、里山整備については、令和3年7月に、森林環境整備事業補助金交付要綱を制定し、里山の景観維持、荒廃竹林の伐採及び森林関係のイベントなどの活動団体に対し支援を行っております。

七つ目の、町の発展のために、農林商工業の力が今以上に発揮出来るように、若い世代の主導型まちづくりを推進しますについては、睦沢町産業振興基本条例に基づき、均衡の取れた産業の振興と地域社会の発展のため、令和3年3月に、睦沢町企業誘致条例を制定し、新たな企業の立地促進を図るとともに、創業した小規模事業者には、初期投資に関わる経費の一部を補助し、産業振興に努めているところがございます。

以上、三つの提案、12項目についてご説明をさせていただきました。まだまだ道半ばのものもございますが、私といたしましては、着実に公約達成に向け前進していると捉えているところがございます。今後も町民の幸せを第一に、初心を忘れることなく取り組んで参りますので、より一層のご支援、ご協力をお願いするものであります。

次に、給食費の無償化についての1点目の、給食費無償化における食育の考えと財政の負担の課題は何かのうち、財政の負担の課題は何かについてお答えさせていただきます。

食育の考えと千葉県との連携については、今後、教育長から答弁がありますが、本件については、千葉県が示した学校給食無償化がどのような方向で進んでいくのかによりますが、県との連携のいかんによっては、義務的に無償化という方向になれば、町としても負担が生じることが考えられます。

仮に、給食費無償化への負担が生じた場合という答弁になりますが、この場合には、当然

限られた財源しかありませんので、丸山議員の一般質問でもお答えしたように、ゴルフ場利用税も減少見込みである以上、ほかの自主財源の確保が出来ない限り、ゴルフ場利用税の減収分と合わせ、歳出予算の縮減を図る必要が生じて参ります。もし給食無償化という方向に進んでいくとしたならば、これは今後、十分検討が必要な案件であり、さらなる歳出予算のスクラップ・アンド・ビルドを徹底しなければならないと考えるところでございます。

以上、私から、財政の負担の課題についてのご答弁とさせていただきます。

次に3番目、職員の定数等についての1点目、退職延長に伴い職員の定数などをどのように考えていくのかについて、2点目の定員管理適正化計画に基づく行政改革の方針を示した第2次定員管理適正化計画を策定し、適正な定員管理の推進を図る考えはあるかについては、関連しておりますので、併せてお答えさせていただきます。

地方公務員の定年は、国家公務員法の改正に伴い、令和5年4月から令和13年4月までの間に、現行の60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるべく、条例改正がなされることとなります。そして、これに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制の導入などが行われることになり、60歳に達した職員の働き方が大きく変わるとともに、組織として職員の年齢構成等、全体のバランスもさらに重要となって参ります。

本町においては、この定年延長に伴う関係条例の改正等を12月定例議会において上程すべく、現在準備を進めているところでございます。また、定員管理適正化計画について、本町においては平成27年から平成31年までの計画以降は、議員ご指摘のとおり、現在のところ持ち得ておりません。

しかしながら厳しい財政状況の下、総職員の増加を抑制しつつ、複雑、多様化する行政需要に的確に対応する体制の確立は不可欠であります。先に総務省から、定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会の報告書が示されましたので、定年延長の制度導入を機に、中長期的な定員管理適正化計画の策定に取り組んで参ります。

また、職員の定数についても、現在のところ定数内で収まっておりますが、地域の実情を踏まえ、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供出来る体制の確保が重要であると考えますので、定員管理適正化計画の策定とともに、必要に応じて見直しを図って参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、4点目であります。防災についての1点目、消防団員の高齢化に伴う機構改革などの考えはあるかについてですが、近年、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が相次いで

発生し、消防団は、災害防御活動や住民の避難誘導、被災者の救出・救助などに大きな成果を上げており、地域における消防防災体制の中核的存在として、住民からも高い期待が寄せられております。

しかしながら、社会環境の変化を受けて、全国の多くの消防団では、様々な課題を抱えているのが現状であります。その一つに、議員おっしゃるように、少子高齢化に伴う団員数の減少があり、これまでも、国においては女性消防団員の登用や、機能別分団制度や機能別団員の導入、あるいは事業所への働きかけなど様々な確保対策に取り組んでおりますが、まだまだ十分とは言えない状況であります。

本町においても、現在では、何とか有事の際の活動は出来る状態にあり、本年度、3年ぶりに実施された操法大会においても積極的に練習に励み、一致団結し優秀な成績を収めるなど、5支団全体の士気は高く、連携も保たれているところでありますが、定員数に対しては、4月1日現在、全体で21名不足し、各部において定員割れしているのが現状であります。

長生郡市広域市町村圏組合のその他の支団においても定員割れしている状況であり、一部の支団においては、先程議員のお話があったとおり、統合等が行われているところもあります。

本町においても、近い将来に向けて部の統合など検討しなければならない時期に差しかかっていることは認識しております。今後、消防団本部及び支団長並びに地元自治会等とも協議を重検討して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の、南消防署と佐貫分署の統合についての進捗状況などはどのようになっているのかにつきましては、令和元年度に策定された消防庁舎建設等整備基本計画から、数年が経過し、管理者会議などでの議論されていた庁舎整備や、組織再編に関わる実施計画は、消防本部として消防委員会の意見も含めた内容などまとめているようではありますが、その内容については、これまで管理者会議等において具体的な協議に至っておりません。

消防庁舎建設等整備基本計画では、現在の8署体制から6署体制、1消防署5出張所に組織変更を行うとしており、佐貫分署が再編の対象施設になるということは、私自身も聞いておりますが、再編予定する庁舎の在り方は、今後管理者会議などで協議される課題であり、当然、再編の具体的な協議があれば、議会、地域への説明が必要ですし、その意見は、管理者会議に伝える必要があるかと思っております。

なお、近年の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、業務の逼迫が懸念されておりますことから、感染症流行下でも業務を継続するための対策として、各消防施設等に感染対策の改

修工事等を講じることになり、8月25日の組合議会定例会で補正予算として議決されたところでございます。また、この財源として起債（緊急防災・減債事業債）の長期借入れが予定されていますことから、この償還期間を考慮しますと、具体的な再編にはまだまだ時間を要する見込みでありますし、組合の業事業全体を推進する上で、今後の社会情勢の影響を勘案しつつ、再編時期を見極めていく必要があると考えております。

いずれにしろ、具体的な消防庁舎建設等整備組織再編実施計画が公表される過程においては、以前にもお答えさせていただいておりますとおり、議会や地域への説明を行うという私の姿勢に何ら変わりはありませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。あわせまして、何も現状進んでいないから、説明も意見も聞けないということでございます。

最後に、5番目であります有害鳥獣駆除対策についてお答えいたします。

本町における有害鳥獣の農作物被害額は、ここ数年1,000万円前後を横ばいで推移しており、また、鳥獣別に被害状況を申し上げますと、イノシシによる被害が一番多く、次いでハクビシン、アライグマの順であります。近年は鹿や、キョンの被害報告も増加傾向にございます。そこで町では、千葉県や猟友会、有害鳥獣対策協議会等との情報共有と相互連携を図りながら、個体数管理、被害防除、生息環境管理の対策を総合的に進めている状況でございます。

具体的に申しますと、個体数管理では、箱わなや銃による捕獲を実施しており、昨年度はイノシシを272頭、アライグマを194頭、ハクビシンを17頭捕獲いたしました。令和2年度はイノシシを299頭、アライグマを129頭、ハクビシンを30頭捕獲いたしたところでございます。

被害防除では、国や県の補助金を活用しながら、農地を囲むような金網防護柵や電気柵を設置しており、令和3年度には、金網防護柵を699メートル、電気柵を7,960メートル、令和2年度には電気柵を6,340メートル設置したところでございます。

生育環境管理では、集落に有害獣を寄せつけない環境づくりが必要でありますので、地域ぐるみにおいて、耕作放棄地の解消、農地や竹林の下刈り、収穫しない野菜や果物の適正処分等の積極的な実施を促し、被害低減に努めていただいているところでございます。

今後とも、睦沢町鳥獣被害防止計画に基づき、個体数管理や被害防除、生息環境管理による、3本の柱を基本とし、総合的かつ効果的、効率的な対策に取り組んで参ります。

次に、ご質問のありました、イノシシ等が人的被害を及ぼす可能性がある場合、住民への周知方法はどのようにしているのかについてでございますが、近年、イノシシの生息拡大により、農作物被害だけでなく住宅街への生活圏へも出没をし始め、これまでも、学校周辺や

川島住宅街での目撃情報もございました。幸いに人的被害までに及んだとは聞いておりませんが、幹線道路では、車両との接触による物損事故の事例は毎年数件寄せられております。

そこで町では、イノシシによる人的被害や財産等が脅かされる状況においては、住民の安全を最優先に、迅速な判断、対応が取れるよう、千葉県で作成したイノシシ等市街地出没対応ガイドラインに基づき、関係機関との役割分担や現場対応、連絡体制を整えております。

その中において、住民への周知方法については、防災無線、町ホームページ、メール配信サービスの利用等、出来るだけ多くの住民に情報が届くように努めること。周囲に教育機関がある場合においては、迅速に教育機関へ通知し、安全確保への措置を促すことと定められておりますので、多様な手段を用いて住民への注意喚起に努めて参りたいと思っております。

今後、イノシシの住宅街等への出没は増加していくことが危惧されておりますが、イノシシによる農業被害に遭われている方や、実際にイノシシと遭遇された方と、そういった方でない、会っていない方ですね、問題意識の違いがあるように思われております。そこで、再度、地域住民が共通認識を持ってもらえるように、広報紙やリーフレット等において、イノシシに関する基本的な習性や地域ぐるみでの防止対策、目撃した場合の連絡先等の普及啓発を図っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

後ほどは教育長からご答弁させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 小川清隆議員のご質問にお答えいたします。

2、給食費の無償化についての1点目、食育の考えについてですが、有償、無償にかかわらず、学校における食育では、食べ物を大事にする感謝の心、好き嫌いをしないで栄養バランスよく食べること、食事のマナーなど社会性、食事の重要性や心身の健康、安全や品質など食品を選択する能力、地域の産物や歴史など食文化の理解、これらを学校給食や事業を通じて、成長期の子どもが一生涯にわたり健やかに生きていくための基礎をつくることだと考えております。

具体的な取組として、小・中学校に提供する学校給食では、地元の食材、特に主食となる米飯について、地元で取れたお米を地元農家から直接買い受け、給食として提供をしております。牛乳も、地元にある新生酪農と直接契約を結び、栄養価の高いと言われる最低限の加熱方式によるパステライズド牛乳を提供しております。これらは、地域を知るきっかけになるとともに、ふるさとの味にもなります。

小学校の授業では、総合的な学習の時間に野菜の栽培や稲作体験を行っています。これは、

日々の体験活動を通して、作物栽培の苦勞や食材への感謝の気持ちを学んでいます。また、家庭科では、栄養士がゲストティーチャーとして参加し、食材の専門的な知識や、成長期の子どもに必要な栄養について直接児童へ伝えています。

中学校の授業では、小学校の栄養士が例年中学校の給食の時間を中心に訪問し、生徒の食への関心を直接聞き取り、給食担当教諭と情報を共有し、食育指導の充実を図っています。また、今年度は、家庭科の授業のゲストティーチャーとして専門的な観点から指導を行う予定です。これら栄養士が授業等に参加することは、日々の生活に直結している食の重要性を学ぶきっかけになっていると思います。

家庭への働きかけとして、給食施設を併設する小学校では、ホームページに毎日の給食を載せ、併せて栄養士からのコメントや食育だよりを発行することで、保護者に向け食の大切さを発信しております。

なお、学校と直接ではないですが、地元農家からのトウモロコシ等の旬を迎えた食材の差し入れを頂くこともあり、放課後児童クラブの児童へ配ったりもしています。この取組は、子どもが地域とつながるよいきっかけとなっています。

それぞれ取組の一端について話させていただきましたが、食育に関しては、特定の教科のみで取り扱ったり、学校・教育委員会だけで行うものではなく、地域や社会、家庭が一緒に取り組む課題であると考えます。

次に、学校給食無償化に伴う千葉県との連携についてですが、令和4年7月6日に、学校給食費無償化に係る状況調査がありました。この際、案として示された対象者の要件は、3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子であること。義務教育段階の公立学校の給食を利用していること。市町村が行う給食費無償化の対象であること。県の補助率は2分の1を予定しているそうなので、残りの2分の1については、町が負担をする必要があります。

なお、これは全て案の段階ということで、詳細な事項は変更がある旨の記載や、制度の詳細や事務手続については、9月中旬から10月中旬に市町村に情報提供するとありましたので、私どもとしては、その情報提供を現在待っているところであります。いずれにせよ、町における無償化の対象者が要件に当たりますので、実施するとなれば、さきの町長答弁にありましたように、限られた予算の中で、何かを止める必要も生じて来ることから、十分に慎重な協議をしていきたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） ありがとうございます。

それでは、これから件名ごとに再質問をさせていただきます。

まず、町長の公約ですが、町長になられて2年、大変よくやっているといます。しかしながら、幾らスピード感を持って、実行しても、なかなか公約は達成することは難しいのではないかと思います。そして、町長が、強い意識と、それと精力的に行うもの、今回の公約に行うもの、一つでいいですからこれだけはやるんだと、任期中やるんだというものを挙げてください。そして、次世代につながる町長の未来型まちづくりに期待するとともに、状況により、私も一緒につくっていきたいと思いますので。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 心強い、ありがとうございます。

12の先程公約についての取組を話をさせていただきましたが、それぞれが大切な施策と考えていて、どれか一つと、どれか一つ、最初の4年のうちにということがなかなか言える状況ではありません。あくまで住民福祉向上と、町民の睦沢町に住んでよかったという満足度アップのために取りかかっているのが、いろんな目線からアプローチしているものだと思いますので、全ての年齢層にアプローチをしなければいけないと考えている以上、これ一つということは、選び切れないのがとても心苦しいところではありますが、今後とも私の考え方、また職員と一丸となり、幅広く取り組んで参りたいと思いますので、ご理解いただきますよう、また、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 次に、給食費の無償化ですが、現在、ご飯等の主食は睦沢米を中心とする、町内で生産された米や小麦、パンの原材料を利用することで、給食費の一部を町が負担している。これは保護者の給食費軽減負担にもつながっています。しかし、完全給食費の無償化は考えていかなければならないと思います。

令和2年第1回定例議会の再々質問の中で、出来ることから実施すべきであり、まず財政確保に努め、学年ごとに、例えば、初めは中学校3年生を無償化にし、翌年は、中学3年生と2年生を無償化にするなど、計画的に無償化を進めるべきではないかと質問しました。そのときの回答は、これからそういったことも考えながら進めていきたいとのことでした。

知事が子どもの多い世帯を対象とし、無償化にする世帯の要件とありますが、本町は、それより先に検討し、進めることが出来ないのか、伺います。

また、枠配分で予算を組んでいるようですが、新規事業となると、予算を別に確保しなければなりません。税収の少ない本町の財政負担は大変なことと思います。そこは未来への投資ということで、ふるさと納税の寄附の目的に、④教育に関すること、⑤町の中で使い道を検討させていただきますとありますが、これを活用することは可能でしょうか。また、令和4年と令和4年の直近での寄附の目的別の件数、寄附額等、先程ありましたけれどももう一度お願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 給食費の無償化の部分に関してでございますが、子どもを大事にした、地域ぐるみで育てたいという思いは強く思っています。そして、地域、今、主食米を睦沢のお米をとということで、その部分に関しては持っているわけでございますが、いずれにしろ、財政厳しい中で進めるわけでございますので、先程言ったとおり、その思いを一方的に出してしまうと、スクラップ・アンド・ビルドで壊さなければいけない事業もありますので、そこは慎重に検討していきたいと思いますが、あと、県との方向性を注視しながら進めていきたいと思いますが、子どもに対しての思いはありますので、部内で対応出来るかどうかの財政の検討はしたいと思います。

あと細かなところは担当からお話をさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきますが、給食費無償化にふるさと納税を活用出来ないかということですが、令和3年度の末時点でのふるさと創生基金で説明させていただきたいと思います。総額で2,150万4,000円が積み立てられているということでございます。

ふるさと納税については、納税者は寄附金の用途を選択することが出来るようになっておりますので、その中で福祉に関すること、産業振興に関すること、地方創生に関すること、教育に関すること、その他に睦沢町の中で使い道の検討といった五つの選択肢があるわけでございます。そして、2,150万4,000円の積立てのうち、福祉に関することが174万5,000円、産業振興に関することが113万1,000円、地方創生に関することが113万9,000円、教育に関することが270万円、その他に睦沢町の中で使い道を検討が1,478万9,000円です。

積立金には、教育に関することとして270万円、その他が1,478万9,000円ということで、

活用も可能ではありますが、その他の1,478万9,000円については、3月議会でも、久我真澄議員の一般質問にありましたように、産業振興に関すること、特に農業の関係についてもご意見がありますので、教育だけに活用することはやはり難しいと考えるところでございます。

給食費の無償化は単年度の支出で済むわけではありませんので、ふるさと納税の財源をもってのみでの充当では不足するのかなとも思っております。令和3年度は、コンソーシアム体制としたことから、令和2年度に比べ約4倍の寄附金になりましたけれども、必要経費として2分の1は支出してしまいますので、残る金額は千数百万円ということです。本年度も1.7倍といった寄附金の伸びは見せていますけれども、これが急に2億円とか3億円になることは見込めませんので、地道ではありますけれども、少しずつでもふるさと納税による自主財源の確保には努めて参りたいと思います。

そして、給食費の無償化ということで、当面の間は、町長が言ったとおり、やはりほかの事業の縮小あるいは廃止を検討することが必要になって来るのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは次に、定数等についてですが、本町の人口も10年間で500名以上減少し、7,000人を切ってしまいました。住民の方から、人口が減っているのに職員が多過ぎないかとの話を聞きます。

しかし、人口1万5,000人でも7,000人でも、これは仕事の量にさほど違いはありません。それどころか郡内の町村の職員に聞くと、睦沢町は町長部局の現職員数でよく大きな事業や、そして補助金などを持って来ることが出来るようなことを聞きます。まして近年では、1人当たりの職員の業務量が度重なる制度改正により増加し、災害対応においても負担増が見られるなど懸念があります。特にこの2年間は、コロナ禍により、職員の疲労が限界に達していると思料いたします。

人事異動等により、職員の疲労がなくなるように策を講じていると思いますが、このようなことも踏まえた中で、計画を早急に作成していくべきだと思います。考えを伺います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃるとおりに、近年、住民のニーズも含め業務量は多岐にわたり、小さな自治体でも、1人の職員の背負う分野が幅広く、心身ともに職員の負担が増

えていることは私自身も感じているところでございます。

ここ数年、年の途中で体調を崩すものや職場を離れて転職する者も出てきており、そこら辺も大変危惧しているところでございます。まずは職員にとって働きやすく、魅力ある職場でなければならないと思っておりますので、先程議員おっしゃったとおり、早期に、定員管理適正化計画の策定に取り組んで、またそこら辺も意見を入れながら進めていきたいと思っておりますので、またご指導ご鞭撻いただきますようよろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 次に防災ですが、他の自治体では、60歳以上の新入団員がいるようです。本町での60歳以上の新入団員は今いませんが、希望があった場合、対応はどのようにか伺います。また、団員報酬などはどうなっているのか、これからどうするのか、そこもあわせてお願いします。

あと、佐貫分署の感染症対策などの整備はどのようになるのか伺います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ちょうど今、感染症対策等色々議論されているところですので、金額も含めて担当課長から答弁させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 団員報酬の関係でございますけれども……。

〔「佐貫のコロナ対策、幾ら位考えているのか」の声あり〕

○総務課長（白井住三子君） 金額ですね。佐貫分署のコロナ対策の工事につきましては、仮眠室の個室化、あるいは事務室食堂等の個別化、トイレとか洗面場等の整備が予定されておりまして、今年度から着手出来る施設に対しまして順次行っていくことになっておりますが、佐貫については3,850万円ほどの工事費を予定しております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 消防団員の関係でございますけれども、団員の任用に当たりましては、長生郡市広域市町村圏組合の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例がございます。そこによりまして、年齢が18歳以上で志操堅固でかつ身体強健な者とありますので、団員数が減少する中、60歳以上でありましても、心身の故障がなく職務の遂行が支障なく行える方であれば、支団長等と協議をしまして、前向きに任用をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 最後となりますけれども、駆け足で申し訳なかつたですけれども、次に、有害鳥獣駆除対策についてですが、イノシシは決まった縄張を持たないで、約2キロメートルの範囲の中で、毎日あちこちの地面を掘り返して餌を探し、その範囲の中で、安全で気に入った場所を寝床として何箇所か作り、その時々で使い分けて、簡単に暮らす場所を変えているということです。

そのすみかである場所の一つに耕作放棄地も含まれています。そのほか保全管理をしている土地でも、餌を求めて掘り返し、状況によってはすみかになる場合もあります。耕作放棄地等の草刈りなどを定期的に行い管理をして、人が大勢出入りすることが出没を少なくするようです。すみかをなくすために、町では対策などを考えているのか、伺います。

町長が次世代につながる未来型まちづくりを達成するためには、この有害鳥獣駆除対策を早急に進めることが重要と思います。

最後になりますが、田中町長は今までのよいところは継続し、町長の町民第一主義を貫き、睦沢町発展のため、職責を全うしていると私は思います。しかし、町長と執行部は常に危機感を感じていただき行政運営を行ってください。

私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

イノシシについては、すみか撲滅をするほど、やっぱり一番いいのかなと、議員おっしゃるとおり、重要な対策であると考えております。しかし、近年は高齢化の進行であったり、農業者の担い手不足だったり、全国的に耕作放棄地が増加傾向にあるのも認識をしているところです。有害獣を招く、農業者の経営意欲も低減させる耕作放棄地が増えないように、多面的機能支払交付金等を使った中で、しっかりと対応していけたらと思っております。

そして、近年では、都会から農業を志す若者が増えている傾向もございますので、民間事業者とも連携をしながら、仕事を続けながら無理なくスタート出来る兼業農家や二拠点生活を目指す農業者の育成にも、新たな手段として取り組むことによって、遊休農地を減らしていく活動につながるのかなと思っておりますので、色々な声を聞いた中で、遊休農地、要はイノシシのすみやすさがなくなるように、しっかりと景観も見ながら、また、多面的機能支払交付金等を使いながら、また、新たに県のほうでも、イノシシについては色々と施策を考

えているところでありますので、補助金等が出れば、アンテナを高くして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いをいたします。

また全体として、様々新しいことに取り組もうと、今、執行部も共に汗をかいていますので、是非とも後押しをしていただきますようお願い申し上げまして、2回目の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田邊明佳君） これで、3番、小川清隆議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、午後1時10分まで休憩といたします。

（午後 零時08分）

---

○議長（田邊明佳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

---

#### ◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明

○議長（田邊明佳君） 日程第4、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 初めに、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で示された、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、未施行として残っていた育児休業の取得の回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置については、令和4年10月1日から施行されることとなります。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められていることから、第2条第4号ア（ア）で非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業を取得する場合の要件の緩和、第2条第4号イ、第2条の3第3号、第2条の4で、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化として、子の1歳到達以降、1歳から1歳6か月までの期間と、1歳6か月から2歳までの期間の育児休業に関して、夫婦交代での取得を各期間1回可能にするよう改正します。

また、第3条第5号は、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことにより、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出が不要となるため、条文を削除し、第3条第7号で任期付職員も引き続いての採用または更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に取得出来るように改正します。

総じて申し上げますと、育児休業の取得回数の制限を緩和することにより、夫婦交代での育児休業の取得や、男性職員の育児休業の取得をしやすくするために改正するものです。

以上で、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から公平委員会に関する事務について、令和5年4月1日から共同処理をしたい旨の依頼があったことから、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うため協議をするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第3号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、2,211万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億3,340万1,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず初めに、各款に係る全体的なものとしたしまして、職員等の人件費及び光熱水費、燃料費についてご説明いたします。

職員等の人件費は、4月の人事異動による配置替え等を反映させるとともに、再任用職員と任期付職員を含む一般職員の減、会計年度任用職員の減により減額いたしました。

また、光熱水費は昨今の物価高騰に伴う電気料金等の上昇に伴い増額いたしました。燃料費につきましても、公用車やスクールバス等のガソリン代として予算不足が見込まれるものについて増額いたしました。

次に、人件費及び光熱水費、燃料費以外の補正につきましてご説明いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、町制40周年記念事業に係る職員提案により、4件の提案が採択されたため、睦沢町職員提案規程により、職員提案制度褒賞代を計上いたしました。

また、宿直業務委託料について、契約実績により減額いたしました。

2款1項5目財産管理費では、修繕料について庁舎電話設備等で急を要する案件について増額いたしました。

2款1項6目企画費は、むつざわ地域応援券事業として、長期化するコロナ禍の中で、物価高騰などに直面している町民の生活支援と町内の活性化に向け、町内店舗で利用出来る1人当たり7,000円分の商品券（むつざわ地域応援券）を各世帯へ、全町民分を配布するための経費として、消耗品費、郵送料及び事業に係る業務委託料を計上いたしました。

関係人口創出・拡大事業業務委託料は、オンラインバスツアーを公募型プロポーザル方式により実施いたしました。提案者からの企画案について、評価点数が基準値を下回ったことから、契約に至らなかったこと及び本事業の費用対効果を検討した結果、本事業を中止したことにより減額いたしました。

地域づくり活動支援事業補助金では、当初4件の交付を予定していましたが、公募の結果、2団体の応募となり、2件分の執行残を減額いたしました。

2款2項2目賦課徴収費は、令和3年6月18日付で閣議決定された規制改革実施計画を受け、令和5年度から地方税用QRコードを活用出来るよう、地方税統一QRコード導入委託料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費の繰出金につきましては、主に人事異動に伴う人件費及び制度改正に伴うシステム改修による事務費等を加減したことにより、各保険事業特別会計の繰出金を調整いたしました。

4款衛生費、1項2目予防費は、休日の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場への医療従事者派遣により、ワクチン接種体制の強化を行った派遣先医療機関に対する報奨金を計上いたしました。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の繰入金につきましては、主に人事異動に伴う人件費及び物価高騰に伴う光熱水費を加減したことにより、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額いたしました。

5款1項3目農業振興費は、主食用米作付農家支援事業補助金、担い手支援事業補助金及び主食用米等種苗購入支援事業補助金について実績により減額いたしました。

7款土木費、4項1目公園管理費は、当初予算に計上したトイレ等の工事費に係る建設資材等の物価上昇分に加え、県道側の案内看板、公園入り口の門扉整備等を追加したことにより、施設整備工事及び調査・設計委託料を増額いたしました。

9款教育費、1項2目事務局費は、外国語指導助手招致委託料について契約実績により減額いたしました。また、自動車重量税について実績により減額いたしました。

9款4項1目こども園管理費は、こども園給食用冷凍冷蔵庫の故障に伴い給食用備品を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、繰入金の総合運動公園整備基金及び諸収入については、各歳出の特定財源とし、繰入金の介護保険特別会計繰入金は、令和3年度一般会計と令和2年度長生郡市広域市町村圏組合負担金の精算に伴い増額いたしました。

町債の臨時財政対策債は、発行可能限度額が確定したことにより減額いたしました。

また、一般財源は、財政調整積立基金の減額により調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第4号 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、625万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億3,809万7,000円とするものです。

内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費は、人事異動に伴う人件費を増額いたしました。

2款保険給付費は、出産育児一時金、葬祭費及び新型コロナウイルスの感染者への傷病手当金を実績見込みによりそれぞれ増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金で調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第5号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、115万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,739万1,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員の人事異動に伴う人件費を減額いたしました。

2款農業集落排水事業費は、光熱水費で、電気料の上昇に伴い増額いたしました。なお、これらの財源につきましては、歳入6款一般会計からの繰入金で調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第6号 令和4年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、1,733万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億5,374万5,000円とするものです。

内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費は、人事異動に伴う人件費を減額し、令和4年10月の介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費を計上いたしました。

5款諸支出金は、前年度の精算に伴い、国、支払基金、県及び町への返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金で調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、211万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億2,182万1,000円とするものです。

内容について、歳出からご説明いたします。

1款総務費で、人事異動に伴う人件費を減額いたしました。

歳入につきましては、繰入金で調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題といたしました日程第4、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって日程第4、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までにに関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（田邊明佳君） 日程第11、認定第1号 令和3年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 認定第1号 令和3年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず初めに、一般会計の決算について申し上げます。

歳入決算額42億8,494万9,847円、歳出決算額41億1,487万2,817円で、歳入歳出差引き1億7,007万7,030円となり、このうち翌年度（令和4年度）に繰り越すべき財源を差し引きます

と、実質収支は1億6,590万30円となりました。

歳入の状況については、調定額44億1,273万9,729円に対し、収入済額は42億8,494万9,847円、収入割合は97.1%となりました。

不納欠損額では、町税で339万1,755円を処分し、前年度（令和2年度）に比べ25万5,112円減少しました。

また、固定資産税では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業等の所有する家屋、償却資産に対し固定資産税の減免が行われたことから、町税全体で前年度比1.85%減の7億5,028万1,656円となりました。

この減収への対応として、地方特例交付金において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設されたことにより、前年度比107.24%増の1,834万9,000円となりました。

また、地方交付税は、新規算定項目として地域デジタル社会推進費の創設や、臨時経済対策費等の追加交付により、前年度比13.62%増の15億6,367万6,000円となりました。

国庫支出金では、民生費国庫補助金において、前年度給付の特別定額給付金給付事業（1人当たり10万円の給付）の終了により、前年度比45.84%減の6億4,834万1,108円となりました。

県支出金では、県補助金において強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援分）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金（ため池ハザードマップの作成）が終了したことにより、前年度比16.25%減の2億8,512万5,193円となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税の運用を事業者へ委託したことにより、寄附件数は約7倍に増え、寄附金についても約4倍となったことから、前年度比247.45%増の3,609万4,663円となりました。

また、町債では、令和2年度をもって上市場むつみニュータウンにおけるコミュニティプラント改良工事が終了したことによる一般廃棄物処理事業債の減により、前年度比14.93%減の1億8,460万円となりました。

次に、歳出について目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費が10億5,910万1,083円で、構成比は25.74%であります。次世代への負担軽減を図るため、教育施設整備基金等への積立てにより、前年度比28.28%増となりました。

次いで、民生費が9億4,513万6,288円で、構成比は22.97%であります。主に特別定額給付金給付事業（1人当たり10万円の給付）の終了により、前年度比37.11%減となりました。

次いで、教育費が5億922万6,249円で、構成比は12.38%であります。主にGIGAスクール構想推進事業による施設整備等の完了により、前年度比14.59%減となりました。

次いで、土木費が3億9,865万8,714円で、構成比は9.69%となりました。

また、地方財政状況調査による性質別では、補助費等が特別定額給付金事業の終了により、対前年度比57.1%減の5億5,419万6,321円となりました。

義務的経費につきましては、人件費と公債費ともに増加し、扶助費は子育て世帯への臨時特別給付金及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業が増加した結果、全体では前年度比10.4%増の16億9,148万339円となっております。

そのような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から6.6ポイント改善し79.4%となりました。

一方で、令和3年度末の一般会計の地方債残高は、普通建設事業費の起債償還終了等により、前年度末に比べ3.5%減の30億2,179万1,292円となりました。

また、令和3年度末の基金残高は、教育施設整備基金等への積立てを実施した結果、前年度末に比べ25%増の20億548万5,036円となりました。

次に、主たる事業について、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた四つの政策分野の実施状況を中心にご説明いたします。

まず、政策分野1、健康「暮らしや交流が健康につながるまちづくり」では、先進予防型まちづくり事業として、生涯を通じて生き生きと活動出来る健康な町を目指し進めてきました。また、健康アプリむつざわさん歩をリリースし、多くの方が活用されました。

先進予防の考え方や取組も定着したことから、今まで町が主導しながら進めてきた本プロジェクトの業務委託は、3年度をもって終了し、今後は先進予防に関する施策について、地域や民間と連携しながら、健康だと感じている町民の割合（主観的健康感）の向上に努めて参ります。

その一環として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、健診結果から低栄養が疑われる方等に対し、低栄養防止事業を実施するとともに、病気のリスク改善に向けた健幸貯きんクラブ、みんなで健幸ウォーク、健康体操教室を実施し、フレイル予防と高齢者の運動習慣の定着に努めました。

また、疾病の早期発見、早期治療及び予防することを目的とした各種ガン検診については、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、予定した事業を全て実施しました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、円滑な接種体制の構築により、個別、集団接

種によるワクチン接種の早期実施及び接種率向上に努めました。

次に、政策分野2、子育て・教育「健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の中で、子育て世帯生活支援特別給付金事業として、低所得の子育て世帯の生活支援のため、児童1人当たり5万円の給付を行いました。

また、子育て世帯等臨時特別支援事業として、児童1人当たり10万円の給付を行い、子育て世帯への経済的支援を行いました。

母子保健相談指導事業では、出産後の育児の不安等、サポートを必要とする方を対象に、産後ケア事業を実施し、助産師による訪問型の支援に加え、産院による宿泊型、日帰り型を新たに開始しました。

教育委員会では、学校運営協議会と地域教育協議会の連携を図り、学校の課題解決を行い、コミュニティ・スクールの充実を図りました。

また、不登校ぎみの児童が安心して学校内で過ごしてもらうためのフリースペースひだまりを新設し、学校に登校しやすい環境づくりを行いました。

放課後児童健全育成事業では、業務をふれあいスポーツクラブに委託し、保護者が労働等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成に努めました。

小・中学校管理事務では、GIGAスクール構想により整備した1人1台のパソコンを活用し、オンライン授業参観やオンライン授業を実施するとともに、学校、教育委員会、千葉工業大学の担当で組織するICT推進委員会を定期的を開催することで、ICT教育の推進と充実を図りました。

保健体育事業では、町内の園児・児童・生徒の肥満解消と体力向上への取組として、スポーツ関連団体連携会議を引き続き開催するとともに、体育調査研究としてアンケート調査を実施いたしました。

次に、政策分野3、しごと「まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出」では、道の駅つどいの郷の年間来訪者数は、コロナ禍での入場制限や短時間営業を実施している中でも、約58万人の方が訪れました。今後も魅力ある施設にブラッシュアップ出来るよう、官民のパートナーシップを強めて参りたいと思っております。

ふるさと納税では、運用をコンソーシアム体制としたことにより、新たな返礼品の発掘やPRが幅広く実施出来たことで、寄附者の拡大につながりました。

総合運動公園管理では、指定管理者において、除草剤の散布回数や草刈りの回数を増やし、管理水準の向上に努めました。

特定地区公園事業では、町民の健康増進や憩いの場、スポーツなどを通じたレクリエーション、災害時の避難場所など、町内のオープンスペースとして重要な役割を果たす多目的広場の整備として、防球ネット工事や、フィールド内の路床改良工事を実施し、令和6年度当初の供用開始に向けて事業の促進を図りました。

多面的機能支払交付金事業では、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理として、農道草刈り、水路清掃、景観作物植栽等を行い、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、良好な保全管理に努めました。

政策分野4、くらし「町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり」では、災害対策事務で、防災訓練として、町と各地区自主防災組織それぞれで災害時対応内容の確認等の内部訓練を実施するとともに、大規模災害を想定し、ドローンを使用して情報収集や物資輸送などを模擬的に実施いたしました。

また、睦沢町地域防災計画について見直しを行いました。

地域の防災力向上では、町から各種災害に関する情報発信の伝達手段の一つとして、防災アプリ及び多メディア一斉送信システムを導入し、迅速かつ正確な情報伝達の向上を図りました。

また、住民の安心・安全のため、総合的なハザードマップを作成し、全戸配布を行うとともに、電気自動車の購入により、災害時に避難場所施設外などで自動車の電力供給を活用することを可能にいたしました。

戸籍住民基本台帳事務では、マイナンバーカードを活用して各種証明書をコンビニで交付出来るシステムを新たに構築し、行政手続の簡素化と利便性の向上を図りました。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付を実施しました。

最後に、実質公債費比率や将来負担比率など、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、全て基準を満たしており、本町の財政状況は前年度に引き続き健全な状況を維持しているものと考えます。

しかしながら、中長期的には、歳入面では人口減少や高齢社会の進展による町税の減少や、歳出面では、社会保障関連経費や公共施設の維持、更新費用の増加などの影響が懸念される

ことから、今後の財政状況は厳しさを増して来ることが見込まれているところでございます。

このことから新年度の予算編成につきましては、いまだに予断を許さない状況が続く新型コロナウイルス感染症禍に加え、世界情勢も不安定な中ではありますが、監査委員並びに議会からの総括的な意見や要望事項が反映された予算となるよう、健全財政を堅持しながらも住民の理解が得られますよう努めて参る所存でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、千葉県とともに国民健康保険の財政運営を担う広域化となって4年経過いたしました。

令和3年度は、コロナ禍における事業運営となり、歳入については、保険税の減免などの対応をするとともに、納税者の利便性の向上のため、コンビニ収納を導入いたしました。

歳出については、被保険者の健康意識の向上と健康維持増進を図るため、特定健康診査では人工知能（AI）を用いた受診勧奨を新たに導入し、近年低下傾向であった受診率の回復に努めました。

また、令和3年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,139世帯、被保険者数1,826人、対前年度では世帯数は17世帯減少し、被保険者数は64人の減少となりました。近年は加入世帯、被保険者数ともに減少傾向が続いており、令和3年度は社保離脱による国保加入者は前年と比べ減少し、コロナ禍の影響は少なくなりましたが、後期高齢者医療への移行による国保離脱者が増加しており、加入者に占める年齢層も高いことから、今後も被保険者数の減少は続いていくものと考えられます。

決算規模は、歳入総額10億4,117万9,458円、歳出総額10億3,428万1,225円で、形式収支は689万8,233円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額10億9,125万7,387円に対し、収入済額は10億4,117万9,458円、収入割合は95.41%であります。

主な内容ですが、1款国民健康保険税は、調定額2億1,530万9,788円に対し、収入済額は1億6,523万1,859円、収納割合は76.74%であります。収納額は前年度と比べ15万3,912円の減となりました。

現年課税分の収納率は94.18%と、前年度比0.62ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として184万4,965円を処分し、保険税での収入未済額は4,823万2,964円となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、保険税の減免については4件の申請が

あり、減免いたしました。

4 款県支出金は、保険給付費に要する費用について、千葉県から全額交付される普通交付金と保険者独自の取組に対する特別交付金を合わせて7億6,253万5,203円交付されました。特別調整交付金については、各種保健事業の取組等により、前年度より増額となっております。

6 款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金と財政調整積立基金繰入金を合わせて9,698万8,689円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額10億6,166万4,000円に対し、10億3,428万1,225円の支出で、97.42%の執行率となりました。

1 款総務費は、国民健康保険事業の管理運営に関する事務経費で、担当職員2名分の人件費のほか、電算業務委託料に係る経費等で1,747万6,491円を支出いたしました。

2 款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤などの保険給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせて7億4,071万2,808円を支出いたしました。前年度と比べ1,553万6,995円、2.14%の増となりました。

療養の給付状況では、前年度のコロナ禍による受診控えからの反動の要因もあり、入院・外来等の件数が増加し、被保険者数は減少の一方、給付実績は増えています。要因としては、医療技術の進歩、高度化と、それを必要とする疾患が増えていると推測するところであります。1件当たりの費用額も高い傾向が続いています。疾病の医療費割合で、入院においては、脳梗塞などの循環器疾患、統合失調症などの精神疾患外来においては、人工透析などの腎不全や糖尿病などの内分泌疾患が高くなっております。このほか、コロナ禍において予算措置を行いました傷病手当金については申請がありませんでした。

3 款国民健康保険事業納付金は2億4,783万9,329円で、県が市町村ごとの過去3年度分の被保険者数や所得水準、医療費水準を基に算定した額で、前年度より10.44%の増となりました。

5 款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドックの助成費で、前年度と比べ438万6,702円、29.91%の増となりました。特定健康診査では近年の低下傾向と、コロナ禍での受診控えのあった受診率の向上を目的としたA Iの受診勧奨事業により、密を避けた健診体制の中での実施でありましたが、受診率は前年度から5.6ポイント増の49.2%となりました。なお、短期人間ドックについても受診者数が増となりました。

6 款基金積立金は、財政調整積立基金へ805万7,600円の積立てを行いました。年度末基金保有額は5,639万7,826円であります。

8 款諸支出金は、主に保険税還付金及び一般会計繰出金で114万1,594円であります。

今後も国民健康保険制度が安定的で持続可能なものとなるよう、医療費の適正化や健康づくりなどの保健事業の推進を図り、安定的な運営に努めて参ります。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理及び合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。

このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて143戸が供用しております。

また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置し管理しているもの335基と、個人が設置して町に管理移管された76基を合わせた411基を維持管理いたしました。

決算規模は、歳入総額7,194万6,386円、歳出総額7,082万6,239円で、形式収支は112万147円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況であります。調定額7,210万5,886円に対し、収入済額は7,194万6,386円、収入割合は99.78%となりました。

1 款分担金及び負担金では、分担金として特定地域生活排水処理事業で、合併処理浄化槽15基分568万6,406円。

2 款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせ2,049万5,255円。

3 款国庫支出金は、合併処理浄化槽設置に係る補助金で436万8,000円であります。

6 款繰入金は、施設の維持管理、公債費の償還及び職員給与費等に係る一般会計からの繰入金で3,200万円となりました。

7 款繰越金は、前年度からの繰越金で99万4,325円。

9 款町債は、合併処理浄化槽設置工事に係る借入れで790万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,235万3,000円に対し7,082万6,239円の支出で、97.89%の執行率となりました。

1 款総務費は、職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金等であります。

2 款農業集落排水事業費は1,146万3,612円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費として光熱水費や修繕費及び浄化槽の管理委託料等となります。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、1 項施設管理費では合併処理浄化槽411基分の法定検査に係る手数料や汚泥の引き抜き、処理料等であります。

2 款事業費では、新設合併処理浄化槽15基分の工事に係るもので、合わせて3,090万8,819円となりました。

4 款公債費は、2,246万7,127円で事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分であります。

以上が農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

本会計は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、また、いつまでも元気に自立した生活を送れるよう支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料等を財源とした介護サービスに関わる給付を行っております。

令和3年度における介護保険の被保険者数は、年度末で第1号被保険者が2,805人、第2号被保険者が2,089人で、介護認定者数は要支援・要介護と合わせて434人で、前年度から13人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が214人、地域密着型が34人、施設が118人の合計366人で、前年度から14人の減となりました。認定者数に対する受給率は84.33%で、4.3ポイントの減となりました。

決算規模は、歳入総額8億5,719万6,601円に対し、歳出総額8億1,250万8,195円で、形式収支は4,468万8,406円となり、実質収支についても同様であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

収入状況であります。調定額8億6,146万9,931円に対し、収入済額は8億5,719万6,601円、収入割合は99.5%であります。

主な内容ですが、1 款保険料は、調定額1億7,895万4,920円に対し、収入済額は1億7,468万1,590円で、収納割合は97.61%であります。収納額は前年度と比べ229万2,610円の増となりました。要因といたしましては、被保険者の所得段階が上昇したことによるものであります。

現年度分の収納率では99.69%と前年度比0.05ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として3万4,400円を処分し、保険料での収入未済額は423万8,930円となりました。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて5億1,562万6,068円交付されました。

8款繰入金は、介護給付費、地域支援事業、低所得者保険料軽減費及び職員給与費等の一般会計繰入金と、準備基金繰入金を合わせて1億4,546万2,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額8億5,395万7,000円に対し8億1,250万8,195円の支出で、95.15%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費で1,773万2,707円を支出いたしました。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で7億3,696万3,404円を支出いたしました。前年度と比べ668万1,776円、0.91%の増となりました。給付実績が増えている要因は、利用者の高齢化により介護度が高くなることに伴い、サービス費の増加によるものであります。

3款地域支援事業費は、ミニデイサービスを総合事業の通所A型として実施することにより事業の適正化を図りました。また、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者、及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業、並びに総合相談業務、訪問などが一体的に提供される包括的支援事業等で3,459万977円を支出いたしました。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金へ221万3,674円の積立てを行いました。

5款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金等への返還金及び一般会計繰出金で2,100万7,433円であります。

今後も、介護予防事業等の推進及び利用者のニーズに応じた適正なサービスの安定的な提供により、介護保険制度が円滑に運営されるよう努めて参ります。

以上が介護保険特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度で、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行っております。

広域連合では、被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付を行い、市町村は各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収や、保健事業として人間ドックの助成などを行っております。

令和3年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,465人、対前年度では41人の増となりました。

決算規模は、歳入総額1億1,683万3,306円、歳出総額1億1,622万7,052円で、形式収支は60万6,254円となり、実質収支も同額となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額1億1,730万306円に対し、収入済額は1億1,683万3,306円、収入割合は99.6%であります。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,274万4,800円に対し、収入済額は8,227万7,800円で、収納割合は99.44%であります。前年度と比べ498万7,700円の増となりました。増額の要因は、被保険者数の増によるものであります。

現年課税分の収納率では99.71%と、前年度比0.04ポイント減少いたしました。また、保険料の収入未済額は42万5,600円となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請はありませんでした。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計から繰入金と、保険基盤安定繰入金を合わせて3,317万8,000円であります。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの保険料賦課徴収票作成業務委託料が主なもので51万101円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額1億1,705万3,000円に対し1億1,622万7,052円の支出で、99.29%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で、前年度と比べ487万1,216円、4.85%の増となりました。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金37件分で、前年度と比べ36万8,468円の増、件数では7件の増となりました。

4款諸支出金は、資格喪失による保険料還付金及び令和2年度事務費繰入金等の精算による一般会計への繰出金です。

令和3年度は、前年度に比べ本町の後期高齢者の1人当たりの総医療費は増額となっておりますので、引き続き国民健康保険及び介護保険の各種事業と一体的に高齢者の健康保持・増進に取り組んで参ります。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

令和3年度一般会計並びに4特別会計決算の概要についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

中村会計管理者。

○会計管理者（中村 優君） それでは、お手元の令和3年度睦沢町会計別決算総括表をご覧ください。

表紙を開けていただきまして、1ページ目が一般会計ほか4特別会計の総括表となります。

この総括表の読み上げもちまして説明に代えさせていただきます。

まず、上段の1、歳入でございます。

表の左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、33億6,200万円、7億4,478万5,000円、2億9,504万5,000円、44億183万円、44億1,273万9,729円、42億8,494万9,847円、97.34%、97.10%、339万1,755円、1億2,439万8,127円。

次に、国民健康保険特別会計、10億5,368万7,000円、797万7,000円、ゼロ、10億6,166万4,000円、10億9,125万7,387円、10億4,117万9,458円、98.07%、95.41%、184万4,965円、4,823万2,964円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,282万9,000円、減の47万6,000円、ゼロ、7,235万3,000円、7,210万5,886円、7,194万6,386円、99.44%、99.78%、ゼロ、15万9,500円。

次に、介護保険特別会計、8億7,556万4,000円、減の2,160万7,000円、ゼロ、8億5,395万7,000円、8億6,146万9,931円、8億5,719万6,601円、100.38%、99.50%、3万4,400円、423万8,930円。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億1,626万7,000円、78万6,000円、ゼロ、1億1,705万3,000円、1億1,730万306円、1億1,683万3,306円、99.81%、99.60%、4万1,400円、42万5,600円、合計54億8,034万7,000円、7億3,146万5,000円、2億9,504万5,000円、65億685万

7,000円、65億5,487万3,239円、63億7,210万5,598円、97.93%、97.21%、531万2,520円、1億7,745万5,121円。

続きまして、下の段2、歳出でございます。

先程の1、歳入と同様に、表の左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げをさせていただきます。

最初に一般会計、33億6,200万円、7億4,478万5,000円、2億9,504万5,000円、44億183万円、41億1,487万2,817円、93.48%、1億9,678万3,000円、9,017万4,183円、1億7,007万7,030円。

次に、国民健康保険特別会計、10億5,368万7,000円、797万7,000円、ゼロ、10億6,166万4,000円、10億3,428万1,225円、97.42%、ゼロ、2,738万2,775円、689万8,233円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,282万9,000円、減の47万6,000円、ゼロ、7,235万3,000円、7,082万6,239円、97.89%、ゼロ、152万6,761円、112万147円。

次に、介護保険特別会計、8億7,556万4,000円、減の2,160万7,000円、ゼロ、8億5,395万7,000円、8億1,250万8,195円、95.15%、ゼロ、4,144万8,805円、4,468万8,406円。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億1,626万7,000円、78万6,000円、ゼロ、1億1,705万3,000円、1億1,622万7,052円、99.29%、ゼロ、82万5,948円、60万6,254円。

合計54億8,034万7,000円、7億3,146万5,000円、2億9,504万5,000円、65億685万7,000円、61億4,871万5,528円、94.50%、1億9,678万3,000円、1億6,135万8,472円、2億2,339万70円。

以上で、各会計の決算内容の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） 監査委員の岡田でございます。よろしくお願ひいたします。

令和3年度睦沢町各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表して私からその概要についてご説明いたします。

お手元の資料、令和3年度睦沢町各会計決算の審査意見についてをご覧ください。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

1、審査の対象は、ここに記載の一般会計以下5会計につきまして審査いたしました。

2、次に、審査の時期は、去る8月1日、2日、3日の3日間にわたって実施いたしました。なお、本意見書は8月25日付で田中町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりです。

次に、審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑦に掲げる事項に主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施しました。

次に、3ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等については、執行部からの詳細な説明を受け、質疑応答を重ねて審査いたしました。この結果、書類等は法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金及び財産等については、出捐金証書、出資証券、預金通帳等の関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括であります。決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、重複しますことから説明は省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等を、それぞれ各会計の後段に記載しております。

ページが飛びますが、10ページをお開きください。

(3) 財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合はここにお示しのとおりであり、自主財源と依存財源の構成割合は次表のとおりで、自主財源の比率は前年度と比較して2.35ポイント増となっています。その内容は、自主財源では、寄附金、繰越金などが増額の主な要因となっています。一方、依存財源では、事業終了による特別定額給付金給付事業に係る国庫支出金及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の県支出金が減額の主な要因となっています。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は、10ページ中段にお示しのとおりです。経常的収入の構成比が前年度に比べて11.34ポイント増となっています。

その主な内容は、経常的収入では、地方交付税が増額しています。また、臨時的収入では、事業終了に伴う国庫支出金や財政調整積立基金等からの繰入金が減額となっています。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、このページ下段にお示しのとおりであります。

11ページをご覧ください。

1点目のア、財政力指数は、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と比較して0.01ポイント減の0.40となっています。この指数はここ数年横ばいの傾向にあり、引き続き改善が必要です。

2点目のイ、経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、この比率が低い団体ほど弾力性があると言われ、町村にあっては70%程度が望ましいとされています。本年度は79.4%で、前年度と比較して6.6ポイント下回りましたが、今後、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれることから、慎重な財政運営が必要です。

3点目のウ、人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は28.4%で、前年度と比較して2.5ポイント下回っています。なお、人件費の総額は前年度比3万7,000円の減額となります。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として以下申し上げます。

1、新型コロナウイルス感染拡大により、町の財政環境は厳しさを増す中、町税も落ち込んでいる。このような状況でも、健全な財政の運営を行うためには、自主財源の安定的確保が必要不可欠である。民間とタイアップし、工夫を凝らしたふるさと納税は、前年度と比較して約4倍になり、さらに町税収納にコンビニ納付を取り組む等、評価したい。

今後もさらなる工夫をし、町税の収納率向上に努める等、自主財源確保を図られたい。

2、新型コロナワクチン接種事業では、個別、集団接種において円滑な接種体制の構築により、迅速に取り組まれたことに対して評価するところである。新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮者、子育て世代、中小企業への支援などの取組について、今後も引き続き臨時交付金等を有効に活用し実施されたい。

3、令和3年度決算の財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全財政を維持している。将来的には、学校建設事業や公共施設改修などの事業を考慮する

と、将来負担比率の上昇が懸念されることから、事務事業の見直しや行財政改革の取組など、歳出の抑制に努められたい。

4、各事務事業については、1者随意契約が多く、競争原理が働いていない。契約事務に当たっては、コンプライアンスを遵守し、競争原理の認識、事務手続の透明性、公平性を確保し適正に執行されたい。

なお、13ページから17ページに別表をおつけしていますが、後ほどご覧ください。

以上で、決算審査の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、常任委員会に審査を付託し、休会中の審査としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、常任委員会に審査を付託し、休会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第12、報告第1号 令和3年度睦沢町健全化判断比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

報告第1号 令和3年度睦沢町健全化判断比率についての報告を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 報告第1号 令和3年度睦沢町健全化判断比率について報告をさせていただきます。

財政健全化法では、決算を基に地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率を議会に報告し公表することになっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはともに赤字はなく該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては6.2%で、前年度より0.7ポイント増加しております。その主な要因は、令和3年度の単年度比率は標準財政規模の増により減少しておりますが、実質公債費比率は、直近3か年平均で算定され、主にむつぎわスマートウェルネスタウン施設整備に係る公債費に準ずる債務負担行為に係るものの償還が開始されたことによる増となりました。

将来負担比率については21.2%で、前年度より22.2ポイント改善しております。その主な要因は、算定上の分子に当たる地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額の減及び分母に当たる標準財政規模の増によるものです。

健全化判断比率の算定結果につきましては、決算関係参考資料に添付してございますので、ご参照ください。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内であり、今後も健全な財政運営を維持出来るよう努めて参りたいと思っておりますが、本町の政策における事業の展開や、公共施設の維持、改修等の動向を考慮しながら、今後とも一層の健全財政に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第13、報告第2号 令和3年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

報告第2号 令和3年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 報告第2号 令和3年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告させていただきます。

財政健全化法では、公営企業に係る決算を基に資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

本町の公営企業は、農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、資金不足は生じていないという結果になりました。

将来にわたり安定したサービスを提供していくために、今後とも一層の健全な事業経営に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） ただいま各課長から報告がありましたが、監査委員として私から報告をさせていただきます。お手元の資料、令和3年度財政健全化審査意見書をお開きください。

審査意見書につきましてご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度財政健全化審査を去る8月1日に実施しました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎

となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算出過程において誤りがないかなどに主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施し、8月25日付で意見を付し提出しております。

次に2ページをお開きください。

次に、審査の結果であります。令和3年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記の表とのおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため表示はありません。加えて、将来負担比率については、地方債残高及び債務負担行為に基づく支出予定額の減により、前年度と比較して22.2ポイント減少しました。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費比率は6.2%、将来負担比率は21.2%で、実質公債費比率は前年度より悪化していますが、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額が減少し、将来負担比率は減少しました。

今後の事務事業と合わせた財政計画を立て、引き続き健全な財政運営に努められますようお願いいたします。

各比率の算出根拠は、3ページから5ページに記載のとおりです。

なお、近年、国の動向が著しく変動していますことから、国の方針などに十分留意しながら、多様化する町民ニーズに応えていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査につきまして報告いたします。

令和3年度農業集落排水事業健全化審査意見書をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月3日に実施し、意見を付し提出いたしました。

初めに、審査の概要は3に記載のとおりです。

次に、4の審査の結果であります。町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、歳出額より歳入額が上回っているため、資金不足額は生じていません。

次のページ、裏面をお開きください。

次に、審査の意見であります。資金不足額が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の約44.48%を示しており、必ずしも経営状況は良好とはいえない状況にあります。

今後とも引き続き健全な経営をお願いします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政健全化審査意見書の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

長時間ご苦労さまでございました。

（午後 2時48分）